

令和3年度
社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政策提言委員会

はじめに

神奈川県社会福祉協議会では、日ごろから社会福祉の現場で活動している本会会員の声を施策に反映していくことをねらいとして、平成 23 年度から政策提言委員会を設け、政策提言活動を行ってきました。

取り組みにあたっては、政策提言委員会による本会部会・協議会等へのヒアリングのほか課題把握調査を行い、会員の意見や声を幅広く把握、集約することを重視しながら政策提言として取りまとめ、本会機関紙やホームページ等で広く発信するとともに、県や全国社会福祉協議会と意見交換等を行ってきました。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めながら進め、地域共生社会の実現に向けた提言の他、新型コロナウイルス感染症対策に関して、長期的な視点で提言を行いました。

本年度の政策提言活動では、委員会による本会部会・協議会等へのヒアリングや課題把握調査の手法を継続しながら、分野・種別によらない共通目標として、これからの神奈川の福祉のあり方をまとめることに注力しました。

民間社会福祉事業に対しては、これまで以上に期待が寄せられています。神奈川県内の社会福祉関係者の皆様には、この提言（共通目標）の実現や福祉課題の解決に向けて、それぞれの分野・種別を超えて連携・協働を進めていただき、地域福祉の推進に引き続きご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

この提言が、会員等関係者の皆様の活動の発展と、県民の皆様の福祉向上への一助となれば幸いです。

令和 3 年 11 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
会長 篠原 正治

目 次

はじめに

目次

【第Ⅰ部】 令和3年度 社会福祉制度・施策に関する提言	
1 共通目標	・・・1
2 提言	・・・2
【第Ⅱ部】 令和3年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目	・・・5
【参考資料】	・・・69

第 I 部 令和 3 年度 社会福祉制度・施策に関する提言

1 共通目標－これからの神奈川の福祉のあり方－

神奈川における社会福祉関係者は、「これからの神奈川の福祉のあり方」として次のことを目指し、公私協働により取り組みを進める。

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き活きと暮らせる社会を創造すること

【福祉を取り巻く状況認識】

少子高齢社会や人口減少社会の到来のもとで、核家族化の進展や自治会加入率の低下等が起きている。これにより、家族や地域で支え合う機能が弱まり、身近に相談できる人や場所が無い等、住民が地域社会との接点や人とのつながりを持ち、共に支え合い・助け合うという社会的なつながりが希薄になってきている。こうした背景が多様化・複雑化し、次のような課題が生じている。

例) 貧困・困窮状態な方・家族・世帯、ひとり親世帯、ホームレスの方、虐待を受けている方、判断能力が不十分な方、いわゆる 8050 問題にあたる方の他、制度の狭間にある人など、社会的に孤立した方々の増加

この状況に対して、国では「地域共生社会ⁱの実現」を提唱し、「共助」の重要性を説いている。この考え方に基づき、令和 2 年には社会福祉法などの一部改正を行い、令和 3 年 4 月からは、包括的支援体制の構築を目指した重層的支援体制整備事業ⁱⁱが開始された。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、感染予防・拡大防止のために、人と接したり、集まったりすることが容易ではなくなっている。あわせて、対人援助を基本とする福祉の仕事においては、支援を必要としている方への関わりを充分にもつことが必要であるにも関わらず、これが難しくなっている。このように、地域社会との接点、人とのつながりの希薄さによる課題は、コロナ禍により一層顕著になってきたと考えられている。

そのようなことから、「地域とのつながり」や「住民同士の助け合い」を意識した、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが、改めて重要であると認識する。

なお、上記の「これからの神奈川の福祉のあり方」については、令和 3 年度までの政策提言活動によって得られた社会福祉関係者の声をもとにまとめたものであるが、次年度以降の政策提言活動を通じて内容を精査していくことが必要である。多くの場合、社会福祉には人々の抱える個別の福祉課題を解決するための役割が求められる。しかし、個別課題

への対応を超えて、人々が生き生きと生活することのできる社会のあり方を丁寧に議論し、目指すべき方向性を社会福祉関係者で共有したうえで、社会関係性の再構築を目指していくことこそが望まれる。本年度の政策提言は、その第一歩に当たるものである。

2 提言 「これからの神奈川の福祉のあり方」に向けた取り組みについて

公私の社会福祉関係者が「これからの神奈川の福祉のあり方」を目指し、当面、必要な取り組みとして、次の通り提言する。

○生きづらさ等を抱える人が孤立しない地域づくりに取り組む必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉関係者は、地域で暮らす人たちの困難さを理解し、声にならないニーズにも耳を傾け、ニーズ発見に取り組む
- ・社会福祉関係者は、地域住民と関わりながら、地域福祉活動に取り組む
- ・社会福祉関係者は、住民に対して、小中学生の頃から、福祉が身近に感じることや、地域にある生活課題について「我が事」の意識が持てるよう、福祉教育等に取り組む
- ・社会福祉関係者は、生活課題等を抱えている当事者や福祉サービス等の利用者が、それぞれ抱えている課題や困りごとの解決に向けて動けるよう、地域と一体となって取り組む
- ・民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手・支援者として課題発見に努め、生活課題等を抱えている当事者にとって適切な支援先につなぎ、その後も見守りで寄り添う等、役割を発揮しながら取り組む
- ・社会福祉法人・施設、県・市町村社協は、それぞれの機能を発揮しながら、セーフティネットとしての役割を担い、住民を支えていけるよう取り組む

○生活課題等を抱えている当事者や福祉サービス等の利用者本人を中心に、多職種によるネットワークにて支援体制がつけられる必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉法人は、福祉サービスを利用する人たちが地域社会の一員、生活者、主体であることを理解し、生活課題等の解決に向けて多様な人たちや資源と協働して取り組む
- ・社会福祉関係者は、生活課題等を抱えている当事者あるいは福祉サービス等の利用者が、その人の意思や尊厳が尊重され、その人らしく暮らしていくことができるよう取り組む
- ・社会福祉法人は、本会が実施している「ライフサポート事業」のように、公益性を意識したものとし、地域の福祉ニーズに対応できるよう、その体制づくりに取り組む
- ・本会および市町村社協は、地域とつながり、地域住民がもつ課題に対して包括的な支援体制がとれるよう、自治会・町会等の小エリアや日常生活圏域（概ね中学校区域）、複数の市・町村域、県域などの各圏域において、多職種によるネットワークにより取り組む。また、そのネットワークは、フォーマル・インフォーマル^Ⅲの違いを越え、また福祉領域も越えたものとして、構築されるよう取り組む

○各主体がそれぞれの役割・機能を発揮できるよう、専門性の高い福祉人材が確保される必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉法人・施設は、他分野からの転入、無資格・未経験者や、幅広い年齢層からの新規参入者が多くなっていることから、専門性の向上に向け、研修等、育成機会の充実に努める。研修は、IT を活用したタイムリーな手法をとる等、工夫して取り組む。また、従事者の育成について共通の指標等が求められている状況から、県をはじめとした自治体や研修実施機関等の関係機関と連携しながら取り組む
- ・社会福祉法人は、福祉分野の仕事を志す人が継続して働いていくための、働きやすい環境整備等に取り組む
- ・社会福祉法人・施設は、県民に対して、現場の魅力を発信し、福祉・介護等の仕事の理解促進を図る

○非常時において、福祉サービスの提供体制等の継続・持続が図られる必要がある

※非常時：今般の新型コロナウイルス感染症や近年続く地震・台風被害等の自然災害時を指す

[提言項目]

- ・社会福祉関係者は、非常時にも福祉サービスが必要な方へ提供され、家族等が安心できるよう、工夫しながら取り組む
- ・社会福祉関係者は、非常時にも福祉サービス提供体制がとれるよう、様々な“備え”に取り組む
- ・社会福祉関係者は、近隣の社会資源等の把握に努め、顔の見える関係づくりに努める
- ・県は、非常時の際に対応できるよう、平時より物資提供の準備を進めるとともに、関連する工夫事例等について幅広く発信し情報の共有化をする必要がある

○神奈川県行政に求められると考えること

共通目標に対する取り組みが神奈川県全域にわたり推進されるために、県には次のことが必要になると考える。

- ・福祉サービスの提供体制等において、県全域の均衡が図られるよう、各市町村域における状況の点検やそれら整備に向けた働きかけが必要である
- ・とりわけ市町村域における先行事例を収集し、社会福祉関係者へ発信し、認識の共有化が必要である
- ・制度・施策の充実に向け、県として支援策の立案やその推進等が必要である

¹ **地域共生社会**：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

² **重層的支援体制整備事業**：市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、市町村行政による任意事業

³ 本提言では、フォーマルは介護保険制度など、制度上のサービスや事業にかかわることを指す。また、インフォーマルはボランティアなど、市民活動にかかわることを指す

第Ⅱ部

令和3年度 部会・協議会・連絡会等からの提言項目

※令和3年1月～3月にかけて実施した「令和3年度 社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」を通していただいた、各団体からの提言を掲載しています

【経営者部会・課題別検討委員会】

○目指す福祉について

県内の社会福祉法人の経営者による当部会は、地域福祉推進の一翼を担う全地域の会員組織として、取り組むべき課題を共有しながら、各法人が持つ多様な強み、柔軟なサービス提供、分野・種別をこえる連携・協働により、地域共生社会の実現をけん引するよう、取り組む。

- ①様々な業界から、子どもや高齢者分野等の事業への参入が進んだが、利益率の低迷により撤退、地域における福祉サービスにも格差が生じている。また、最後のセーフティネットである福祉サービスの継続に、人材の確保、育成、定着は欠かすことができない。法人だけの「人材」ではなく、地域のセーフティネットである「人材」と捉え、部会として人材の確保、地域の福祉ニーズへの対応に向けた体制づくりについて取り組む。
- ②社会福祉法人の地域における公益的な取り組みは、法人施設が所有する「人・もの・場・ネットワーク」を提供することで、地域とつながり、協働して課題解決を図れる可能性を持つ。各法人の強みを発信し、本県の公益的な取り組みの活性化を図り、地域福祉の一翼を担う社会福祉法人の在り方を示す。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ①経営者部会に人材確保に関する課題別検討委員会を設置。福祉人材センター等の委員会に現場や施設経営者のニーズが反映されるよう委員が参画している。
- ②経営者部会に公益的な取り組みの委員会を設置し、全会員法人に向けた調査を実施し、会員法人の公益的活動の取り組みを誰もが知ることができ、法人がそれぞれの地域で社会資源として活躍できるよう、ホームページを開設した。

取り組みを進める中での課題

- ①保育や高齢、障害等の福祉分野における福祉人材の課題は、制度面、施設運営の面、財源等、様々な要因があり、課題解決に向けた取り組みは、総合的な視点から多様多種の機関・関係者が横断的に連携できる仕組みを作る必要がある。部会内で共通認識を図りながら取り組みを進める。
- ②社会福祉法人の公益的な取り組みの責務が明記されたことを受け、これまでの活動をさらに進化させるべく法人施設内で評価、位置付ける法人がある一方で、一部に十分理解されていない法人がある。また、社会福祉法人の公益的な取り組みについて、行政機関や県民等への認知度や環境的な評価が高まっていない。

今後取り組みたいこと

- ①福祉分野の仕事を志す人の離職を防ぐために、定着するための働きやすい環境整備、研修の充実や管理職層のコミュニケーション能力の強化等、現場の職員の声を生かした取り組みを進める。
- ②会員法人の公益的取り組みについて、広く周知・活用されるよう、部会としてホームページを開設した。今後、より具体的に活用されるよう、内容の充実とともに周知を図る。また、そうした取り組みを通し、福祉の現場の魅力を発信し、人材の確保にもつなげたい。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ①行政各部署、市区町村社協、福祉・介護を主とする教育機関
- ②①と同様および自治会や学校等地域の組織

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ①福祉的な課題を様々な視点から解決策を検討できる場を、福祉施設関係者だけでなく、他分野の専門家や住民等も入れて取り組みを進められたい。
- ②単体では地域における公益的な取り組みが難しい小規模法人でも、志を同じくする法人や地域住民と連携することで責務を果たせることがある。このような連携を生み出すためのモデルづくり、情報共有、発信の役割に期待する。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

大規模自然災害、この度の新型コロナウイルス感染症等、日常生活の基盤が脅かされる事態においても、福祉サービス等を必要とするご利用者等の生活を守るため、福祉施設・事業所ではサービスの継続並びに感染防止に向けた最大限の取り組みを行っている。

一方で、地域における福祉施設の一部に感染が発生しており、厳しい状況が中長期にわたることが想定される。

この事態を踏まえ、福祉サービスが必要な方々やご家族が安心して利用を続けるために、自治体及び医療関係者等との連携を図りながら、各地域のサービス提供・事業が継続できるよう、対応をお願いしたい。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ・感染(疑いを含む)が福祉施設・事業所で発生した際の対応方法、指導等の流れについて、迅速な情報提供をお願いしたい。また、万が一、感染が発生した際の事業継続について方針と対策を検討すべく参考とするため、事前の情報提供をお願いしたい。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として活用できる制度や支援に関する情報が多く発出される中、それぞれの現場において的確に把握できるよう、分かりやすい形で提供をお願いしたい。
- ・現在の状況、また、今後同様の大規模な感染症の流行に備え、現場の課題等、確認および意見交換する機会を確保していただきたい。

県社協に求めること

迅速な情報収集及び提供ならびに職員、物資の調整。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ・大規模な自然災害や国・自治体が緊急的な措置を要請する感染症による被害があった会員法人への見舞金等助成制度の導入予定。
- ・必要物資提供に向けた備蓄。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

感染予防のため、これまで対面で行ってきた会議、研修をオンラインにて行った。事業者により機器、インターネット環境の整備状況に差があり、研修、会議等の開催にあたり、情報、課題の共有を均一にできないことがあった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

見舞金、衛生用品等消耗品の備蓄ならびに、有事の際に給付・支給できるよう整備している。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

自然災害、感染症について広域に被害が生じた際、法人間の連携をもってしてもサービス提供がままならなくなった場合に向けた対応について。

【児童福祉施設協議会】

○目指す福祉について

子どもたちの最善の利益を目指して、「社会的養護推進計画」の中でも①施設定員の削減と最終定員数の総量、②一時保護機能を児童養護施設に常設するかどうかなど、優先すべき論点から5県市と継続的に課題・目標を共有していき、県全域の施設間の均衡を図りたいと考えている。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

児童福祉施設協議会委員会の前の時間を利用し、地域主権戦略委員会を継続的に開催して必要な対応等について議論を深めている。

取り組みを進める中での課題

施設の小規模化、ケア単位の小規模化は必然の流れではあるが、新しい社会的養育ビジョンにおいて論じられる目標値等の設定が優先されることにより、施設本来の機能が崩壊しかねない事態が想定される。

また、「こども庁の創設」「児童福祉法改正」など、社会的養護を取り巻く国の動きもある中で、各行政の社会的養護に関する方針が重要視されていくと考えられる。

児童の処遇決定の場においては、県・政令市・中核市それぞれに十分な選択肢があるとは言い難い状況である。県・市ごとの体制・方針の違いを踏まえた上で、県全域で今後の社会的養護のあり方について方針を確かめ合っていくとともに、本来の機能を維持しつつ、社会的要請に応えられるよう、行政との連携を図る必要がある。

○今後への課題について

行政と協働で進めていきたい取り組み 2019（平成 31）年 1 月より「社会的養育 10 か年計画」に関する意見交換会を実施している。今後も 5 県市と課題・目標の共有を図るべく、意見交換会を継続していきたい。

【母子生活支援施設協議会】

○目指す福祉について

母子生活支援施設は、地域における子育て支援拠点となることが、地域共生へとつながると考えるが、本施設は、そこを目標として業務に取り組めてはいない。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

退所後支援事業 妊娠期支援事業

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

児童家庭支援センター 児童相談所

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

現状維持を望みます

○抱えている課題の解決に向けた要望

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

母子生活支援施設の宣伝をお願いします

県社協に求めること

現状維持をお願いします

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

施設内行事等、集団となる活動を全て中止した

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

在宅勤務による自宅研修を実施し出勤者数の減に努めた。しかし、利用者支援が手薄になった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

それぞれの災害に対するマニュアル作成（全てではありません）

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

災害時、緊急を要する場合の利用者の居場所の把握

【保育協議会】

○目指す福祉について

- ① 公立・私立の枠を越えて、保育所・認定こども園をつなぎ、そこで働く保育者や職員のために、情報の共有を行い、また様々な研修を行い保育の質がより高まるよう力を合わせる。
- ② 家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら、入所している子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援や老人施設への訪問など地域還元、地域と手繋ぎし、その福祉を積極的に活かす。
- ③ 地域に愛され信頼される保育所、まずは近隣の困ったに協力する。
- ④ 地域社会で子どもの育ちを最優先する立場から、地域社会の有用な社会資源としての活用を図る。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ① 保育者・施設長等を対象とした研修の実施
- ② 園庭開放、離乳食講座、老人施設訪問、子育てサロンへの参加（保育士、看護師、栄養士）
- ③ コロナで施設訪問等は中止。独居老人を施設招待他サポート
- ④ 施設開放、育児支援事業（育児相談、育児講座、交流保育）

取り組みを進める中での課題

- ① 会員数が増えているが、施設長が短期間で交代する等、事業を長期に担える人材不足
- ② コロナで実施できなかったが、できないではなく、どの様にしたら何ができるか考えて行く
- ③ 一年のサポートで支援費はほとんど自払いになる点
- ④ 現在はコロナのため活動が殆どできていない。

今後取り組みたいこと

- ① 事業継続のために、若い世代に活動を引き継いでいく工夫
- ② 既に行っている取り組みを継続していきたい。（取り組み方の検討）
- ③ 町内会の行っている共助、近助（所）事業と連動したい。
- ④ 地域の他機関との連携を深めていく。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ① 県・市の行政の主管課
- ② 既に関わらせて頂いている団体で協議して行きたいです。
- ③ 町内会

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ① 保育人材確保の為、社協・行政・保育団体が協力して取り組み、活動を活性化する。
- ② コロナ禍において実施できる場所の提供
- ③ 市でのネットワークづくり
- ④ 顔が合せられる機会をもっていきたい。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ①オール神奈川を目指す中、各政令市、県域各市町村により保育行政のシステムが大きく異なる。
- ②保育士等や保育室における園児の配置基準（コロナ禍でソーシャルディスタンスを保つのが厳しい。保育はそれができない）
- ⑤発達支援事業：療育施設に移りたくても保育園と預かる時間が違いすぎて利用が困難な家庭が多いこと。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ①市社協に保育協議会がなく児童福祉部会と県の保育協議会との関係性が薄い
- ②様々なニーズに対応できる環境（人材、施設等）
- ③まずは地元の町内会から
- ⑤どの子ども平等にそうした教育を受けるチャンスが与えられず、親の働き方、経済状況によっては利用できない現実がおかしい。市がもっと考えるべきではと思う。

県社協に求めること

- ①保育者の資・保育の質の向上に向けキャリアアップの窓口になって欲しい。
- ②今、世の中が沢山の課題（まずはコロナに関すること）が山積みなので、1つ1つに向き合ってくださいることだけで大丈夫です。
- ③横須賀市は「ひとりにしない」がテーマです。県全体で広げてほしい。
- ⑤そうした現実を市や県に訴え、一時預かり施設を併設させたりしてほしい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ①行事や日常の活動の見直しを行ったが、市から活動の大まかなガイドラインが出された
- ②感染症対策用品・用具の購入、ソーシャルディスタンスを保てるようにした保育環境、保護者の送迎1名、保育室にいる時間、人名をその都度記入、ユニット制、入室時の検温、手洗い消毒の徹底
- ③とにかくかからないが目標で、できる限りの防御策をつくる。職員とも消毒、殺菌の徹底を行う。
- ④感染予防対策
- ⑤親の園舎立ち入り禁止、本当に大変でした（布団運びや子どもの玄関までの送迎など）

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ①登降園を非接触のQRコード読み取りにし、情報発信をHPブログ、メールなどで行った。反面、リモート研修などの活用はまだ躊躇がある。
- ②研修参加、法人内会議のZoomを行った。Wi-Fiの入りが悪い（環境が悪い）、パソコンの台数の確保（研修やパソコンを必要とする事務が重なると厳しい）等が課題。
- ③オンライン研修が職員は子どもから、まるっきり離れて集中できたようだ。オンライン要員がいたら、もっと多くの職員が参加できると考える。
- ④保育所のため業務の中ではありません。
- ⑤メール配信と写真販売における行事の取り組み方の変化。親と直接のかかわりが少なくなり、生の声を聞き取りにくくなった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ①さまざまな事態を想定した対応マニュアルの整備と確実な情報伝達手段の保持
- ②避難時に必要とされる物品のチェック（リュック、備蓄倉庫内の在庫チェック等）
- ③いつ来るかわからないので、いつ来ても平常心で行動できる勇気
- ④感染予防対策、災害：毎月の避難訓練、防災訓練、備品管理
- ⑤発電機を備え井戸水がくめるようにしている

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

- ①ライフラインが長期に止まった場合の対応
- ②指定避難所が遠い、非常事態下で国から定められている通りに休園になることに対し、JR が動き出したら出勤するので休園は困るという利用者（保護者の声）もある。
- ③コロナはかかっても不思議でない為。不安であっても平常心を心がける。「閑上の奇跡」
- ④けが人の対応、建物にいられない事態になった時の避難、時間帯によっては職員が不足。対応の難しさが増す。
- ⑤お迎えがいつ来るか、用意しているものが本当にその時に使いこなせるのか。対応の難しさが増す。

【老人福祉施設協議会】

○目指す福祉について

- ①核家族化や高齢化による進展、地域の間関係の希薄化等により様々な生活課題を抱えながらも、制度を知らない、又経済的な困窮から必要なサービスを受けられない方々の地域の窓口として機能を果たせたらと考える。
- ②当法人は、『福祉＝全ての人の幸せ』と考え、必要な方が必要なサービスを受けることができるように、複合型のサービスを提供している。
- ③地域の課題として様々あり、資産格差や家族の希薄化という事が以前にも増して目立っているように感じます。法人の理念である、「安心・ぬくもり・満足」をどんな課題を抱えている方であっても叶えられるよう、事業所完結するだけでなく、法人内・エリア内で何かのご支援が出来たらと考えております。
- ④高度の技術と設備と経験を有する高齢者が生きがいをもてる安全で安心した生涯を保障する。あたたかい心と活力とうるおいのある高齢社会推進。目くばり、気くばり、心くばり

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ①かながわライフサポート事業に参加
- ②断らない相談支援については、以前から力を入れており、必要な方が、必要なサービスを受けられるような観点から、緊急案件についても担当者が必要な情報を得て、現場職員への伝達を適切に行う事で受け入れを実現している。また、就業支援としては、包括的支援体制での関わりは十分な体制で行えてはいないが、障がい者雇用に力を入れ、一人ひとりの障害の状況に合わせて相談支援を行いながら雇用の継続に力を入れている。
- ③法人としてエリア編成を行い、エリアごとの課題に取り組んでいる最中です。また事業所内においても、(コロナウイルスの影響があり) ご家族様との希薄感が深まってしまい、どのようなつながりを持てるのか切磋琢磨している所です。地域の活動も同様に出来ない中、貢献できるかを模索しております。
- ④入居者さまの悩みや訴えを丁寧に相談にのっています(まず傾聴)。その内容を記録に残しておく。その後の対応も考える。内容によっては、ご家族さまにも報告する。

取り組みを進める中での課題

- ②緊急保護などの場合は、現在コロナウイルスの感染が拡大している中、どのように安全に受入が可能かの心配はある。また、障がい者雇用の観点では、障がいへの理解を全ての職員の理解やメンタル面への支援に課題もある。
- ③コロナウイルスの関係で施設での出入りを制限しており、「既に行っている取り組みや事業等」に挙げたようなご家族様と施設職員との関係が希薄になっております。また地域の取り組み(老人会や町内会の行事等々)が行われず、施設と地域とも同様に希薄になっている。
- ④お一人おひとりの訴えを聞くことは良いのですが、相手のある相談では年齢と共に自意識がお互いに強くなり、相手の気持ちも考えず、譲ることができない。謙虚な気持ち、相手の気持ちを望んだりすることは無理なのか。

今後取り組みたいこと

- ①将来的に配食サービスにより地域高齢者の見守り等が出来たらと思案中
- ②包括的新体制を確立する上で、包括支援センターと共に地域現状を考えつつ体制の整備を行いたいと検討を進める。
- ③事業所内においては、SNS・YouTubeの活用を行っておりますので、そちらを広めていく活動の継続。広報誌の発刊頻度も増やしていく等新たな取り組みを検討していきたいと考えております。地域においても、法人独自での活動をまず行ってみようと考えております。
- ④あまりにも長い終了の見えないコロナ禍です。ストレスも溜まり、言葉だけの励ましだけでは解決にならない。おやつ作りをしたらどうか？火気の取り扱い、材料費等色々考えますと実現にはいたらず。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ①特にありません
- ②法人事業所として活動している包括支援センターや地域就労援助センターと協力して就労支援に力を入れていきたい。
- ③本来であれば、地域の老人会や町内会などの方々にご協力を頂くところですが、現状では、なかなか無理を言えない状況です。今後の流行り具合などを加味しながら法人や事業所独自で動いていこうと考えています。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ①現状通り、リード役でお願い致します。
- ②情報の明確さと整備に向けての指導と助言
- ③コロナウイルスでも出来る活動など、少しでも地域のお役に立てる取り組みを企画頂けると、とても助かります。密にならずに、個々でも動ける仕組みなどを話し合うなどがあると良いかと思えます。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ①専門的知識を持った人員の恒常的な配置（行政）
- ②コロナウイルスの感染が拡大をしている中、多床室の危険性が問われるが、安全に皆さんに利用していただける環境の整備など指導體制の徹底や発熱外来の整備、発熱で通院する方と定期通院の方との区分け。保健所と市区町村との連携により、明確な感染情報の提供。
- ③地域包括ケアシステムの中において、入居する施設（特に特養や介護付き有料）にも、もう少し役割として持っていて良いのかなと感じる事があります。特養においては、運営基準を満たしている＝多職種が揃っているという点でとても強みはあると思えます。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ①特にありません、現状通りで良いかと思えます
- ②発熱者を受け入れてくれる医療機関の紹介の連絡先の一元化
- ③今のコロナウイルスの状況から連携や協力というのがどこまでよいのか不安や周囲の考えがバラバラなような気もします。何かの形で、そういった、個々の活動をまとめる事が必要な時期になっているのではないかと考えます。そのまとめ役に行政が関わっていただけるとよいかなと感じます。

県社協に求めること

- ①特にありません、現状通りで良いかと思えます
- ②リモート研修を踏まえた、職員の知識向上
- ③制度施策に求めることと同様のことを感じます。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ①マスク着用・フェイスシールド着用・三密防止の為、パーテーション設置・アクリル板の設置・定期的換気を実施・一日3回の体温チェック・手洗いうがい表等ありとあらゆる事を実施した
- ②外部の方の利用が多い事業所については、サーマルカメラを設置し、来訪者の体温などが記録として保存できるように整備、また、各部署、利用者の使用するテーブル飛沫感染予防用にパーテーションの設置。施設内で生活する利用者の皆さん及び職員については、1日2回の体温測定の実施、外出から施設に入室する際にうがい・手洗い・消毒の徹底。換気や複数の方が触れる手すりなどの消毒の実施。
- ③現在は、ご家族様の対面してのご面会は控えて頂いております。代わりに、LINEを利用したTV面会を毎週予約制で行っております。また、感染症の対策の強化という点で、当たり前を当たり前に出るようになるため、マスクの着用・一作業一手洗いの実施・毎日の検温測定（出勤時2度実施）などを行っております。フロア間の行き来も極力控え、感染者が発生した際の対策もっております。
- ④基本的なことですが、事務所受付、相談室、エントランスホール、食堂、事務所内応接間、衝立を設置し、飛沫感染を防ぐ努力を継続中です。特に食堂は、衝立を丁寧に消毒し、換気も一日に数回継続中です。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ①訪問や会議・研修等の人が集まる機会が減った。備品購入に充てる予算、新しいシステム・機器導入にあたり、上司又は職員の理解、ランニングコストの不透明さ、専門的に取り決める人員が確保出来ない。
- ②事務所内が密にならないように、自宅勤務を実施した（居宅・包括）。外部の方との連携を深めることができるように、リモートでの情報交換やWeb面会を実施した。社内システムにアクセスするにあたっての安全性の確保が課題。
- ③感染症対策として、直接面会をやめ、LINE電話を行っているため、iPadの利用を始めました。また社内LANの強化を図るため、Wi-Fiポイントの増設を行いました。現在は、見守りセンサーを試作で使用し運用できるのかどうかの検討を行っております。これについては、多額の資金が必要になると施設職員の馴染みがないという点で導入までの理解が必要になります。
- ④カラオケ教室が週3回あり、新型コロナ禍最初のころは活動中止としたが、長く中止という訳にもいかず、ひとり一曲歌うごとにマイクキャップを消毒し、マイク取っ手もガーゼで消毒しております。また、外部よりボランティアさんが来苑していただき、折り紙教室や手芸教室もありますが止むを得ず入居者様には我慢をお願いしております。

職員であっても、入居者であっても、新型コロナにひとり感染が発生したならば、施設経営が大変に難しく、心優しく謙虚な気持ちを持ち続けても、一貫の終わりのように感じました。特に入居者の皆様には厳しく、厳しく対応をお願いしております。いつ終了するのか、先の見えない

期間ですので、精神的にも肉体的にもストレスが溜まってしまった入居者さまもいたように思います。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ①非常災害に備え備蓄等の確保（食料・衛生用品・自家発電のチェック・防災訓練等の実施）
- ②個々の利用者や職員の健康管理、備蓄品や災害備品の定期的な確認と動作確認。
- ③非常食の備蓄と仮設電源・ポータブル電源の設置を行っております。現状は災害計画を作成しておりますが、BCPについても同様に作成を行っている最中でございます。
- ④新型コロナ禍の関係で、出勤前の検温は現在も継続中です。玄関先に自動検温器（手消毒）を設置。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

- ①感染予防を理解できない否定的な言動や行動によって孤立するケースへの支援
- ②災害などの非常事態が起きた際に、地球の介護の必要性がある方々の保護的な入所の依頼も想定されるが、その中で、コロナを踏まえる感染症の確認や保護の人数によっては、3密の状況になることも想定される。
- ③非常時に、どれくらいの期間ライフラインが停まるのかという事が不安を感じています。現在は、3日程度非常食を備蓄し、備えておりますが、関東での大型震災があると東北以上に救助が必要な箇所が多いと考えられます。それによって、施設は独自にご利用者の支援を続けなくてはならず、それがどこまで伸びていくのか想定が計り知れない部分があるのではないかと不安になります。また、このコロナウイルスと重なって混乱があるのかどうかも予測できない所かと思えます。
- ④基本的に自立を目的とした生活を過ごしております。サークル活動、生活活動、外出あらゆる面で施設側より日常生活にストレスが溜まってしまふほど厳しいお願いをしている。新型コロナウイルス感染症、怖さ、恐ろしさを何人の入居者様が理解しているのか。

【障害福祉施設協議会】

○目指す福祉について

- ①充実した質の高いサービスの提供（時やニーズの変化を先取りした新しい福祉サービス、地域の人々や利用者から信頼され選ばれる福祉サービスの提供を目指します）
- ②地域に根ざした施設運営（地域に根ざした福祉活動を通じて、豊かな地域福祉社会の発展に寄与します）
- ③人材の確保・定着・育成（福祉の生命線である人材の確保・定着・育成に全力をあげて取り組みます）
- ④法人の運営基盤の整備（充実した質の高いサービスの提供や地域に根ざした施設運営が行えるよう、運営基盤の充実・人事管理体制の確立・多角的な事業経営に取り組みます）
- ⑤地域に開かれた施設として地域交流と地域貢献の取り組み。「ともに生きる社会の実現」を目指すことを施策の柱にしています。
- ⑥利用者ご本人を中心とした「本人中心」の理念の下、意思決定支援の取組を推進していきます。これは神奈川県知的障害施設団体連合会が 1994 年に利用者ご本人とともに作成して取り組んできた「あおぞらプラン」の実践そのものです。
- ⑦障がいに関わらず、すべての人がお互いに多様な価値観を認め合う「ともに生きる社会」の実現を目指すために、福祉施設・事業所の現場から地域へ、社会へ利用者ご本人の個性豊かなパワーを発信していきます。「共感する心」は知ってもらうことから始まりますので、福祉施設・事業所の情報を発信していきます。利用者ご本人を中心とした付加価値のある製品づくり、創造的アート活動、パフォーマンス活動、ふれあい交流、障がい福祉ふれあい作文コンクール、福祉教育の推進に努めます。
- ⑧神奈川県の障がい福祉は、入所施設についてはコロニーをつくらず、県下全体の小規模分散型で支える体制をつくりました。福祉先進県として、県単独事業の障がい者グループホーム（当時は通勤ホーム、生活ホーム）、障がい者地域作業所、ともしびショップ、障がい者デイサービス事業を先駆けて創設し官民一体で取り組んで来ました。特に県運営費補助金は人員体制を厚くするなど運営全体を支えた福祉先進県を象徴する制度でしたが、現在は事業別に助成される地域生活サポート事業に形を変えています。このような時代の流れを経て現在、神奈川の障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所、就労支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々が、ライフサイクルの中で、必要な時期に、必要な支援を選んで、生活体系は入所、グループホーム、在宅と地域の中で行き来できて、日中活動も福祉的就労・創造的活動から企業就労までと、ご本人の個性が発揮できる横断的循環型サービスの仕組みが必要であると思います。地域移行も就労も、チャレンジ出来る時は、チャレンジすべきです。うまくいかなかった時は再チャレンジするための充電期間として戻れる場所、安心できる場所、人（支援者・友人等）が必要です。その役割として多様なサービスのひとつである入所施設は 24 時間 365 日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能があります。このような神奈川県の福祉サービスがさらに重層的かつ有機的に連携し、加齢児等を含めて適切に支援できるようなシステム構築を目指していきます。そのなかで神奈川県内の入所施設は県立、指定管理、民間の役割分担を改めて認識し再構築する必要があります。

- ⑨慣れ親しんだ地域で暮らすために市町村が実施する事業は重要です。グループホーム利用者への家賃補助の充実が求められています。また、地域生活サポート事業は、福祉先進県を象徴する制度であった県運営費補助金が、制度変革と財源不足から、市町村と県が 1/2 ずつ負担する協調補助事業として創設されたものです。国の制度にさらに上乘せの補助をしたり、制度のすき間を埋められるように県と市町村が積極的に推進されることを望みます。
- ⑩災害から利用者ご本人の命を守るため、また地域の防災拠点として貢献するために防災ネットワークの構築を目指します。地域の行政との障がい者の非常災害時受入協定を締結している施設としての役割、福祉避難所との連携も含めた日頃からの顔の見える関係づくりに努めます。県社協が県から受託している「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」への応援職員の登録推進、神奈川県災害派遣福祉チーム（DWAT）への参加職員の登録推進を図ります。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ①障害特性に配慮した、自閉症専門施設としての支援を行っている。毎年「利用満足度調査」を行い、課題・改善を報告している。
- ②地域サービス事業として、短期支援の受入れを行っている。
- ③新人支援員に対しチューター制度を設け、日々の相談に乗っている。
- ④近隣住民や大勢のボランティアに参加していただき、祭りなどの行事を実施。自治会活動への参加。小、中学校の福祉授業への講師派遣。中学生の職場体験、夏休みボランティア体験の実施。
- ⑥神奈川県知的障害施設団体連合会で 1994 年に利用者ご本人とともに作成して取り組んできた「あおぞらプラン」があります。利用者ご本人の「あおぞら宣言」をもとに権利擁護について人権委員会が中心に取り組んでいます。その一環として利用者ご本人が参加する「あおぞらパーティ」は、様々なテーマで当事者同士が話し合う機会を持つとともにパフォーマンスを一緒に楽しむなど仲間づくりの機会になっています。
- ⑦地域と連携した「地産地消」「6 次産業化」の製品づくりと販売。個性的なアート作品の発表と販売。地域のイベントに参加。音楽バンド活動。地元の FM ラジオのコミュニティ放送の番組制作に参加。日本知的障害者福祉協会主催の障がい福祉ふれあい作文コンクール応募依頼について市町村行政、教育委員会と連携。保育園、学童保育、子ども会、小中学校の子どもたちとの交流（見学受入れ・イベント参加・出張販売・陶芸教室等）。特別支援学校と連携した福祉事業所合同説明会・見学会の実施（令和 3 年度はオンラインを活用予定）。県共生社会推進課と連携したりスペクトでつながろう「ともに生きるマスク」の製品化と販売。
- ⑧神奈川県知的障害施設団体連合会は、横浜、川崎、相模原、県域と 4 つの協会の連合体ですが、「あおぞらプラン」に則り、情報共有を図り、サービスの質の向上、人権・権利擁護、防災、職員研修、実践報告会など、連合会並びに各地区で取り組んでいます。
- ⑩市町村行政と障がい者の非常災害時受入協定を締結しています。「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」への応援職員の登録、神奈川県災害派遣福祉チーム（DWAT）への参加職員の登録をしています。

取り組みを進める中での課題

- ①自閉症専門施設での支援を受けたいとのニーズがあるが、定員充足のために入所ができない。
- ②④⑥⑦コロナウイルス感染症により交流活動を控えなければならず、実施ができない事。
- ⑥意思決定支援の取組は、津久井やまゆり園で進んでいるところですが、その取組を全県下に展開できるように神奈川県は意思決定支援モデル事業を令和 3 年度新規事業で始めます。改めて諸課題が抽出されるものと思われませんが、その課題は利用者ご本人にとって、地域移行だけが目的ではなく、日常的に希望を表出できる環境、個別支援が受けられる環境、体験・チャレンジできる環境、希望が実現できる（制度も含む）環境、アフターフォローされる環境にあるかということだと思います。
- ⑧虐待ゼロを目指す取組を各現場で進めているところですが、不適切な支援は発生しています。特に強度行動障害のある方の支援については自傷、他害防止のための身体拘束の課題があります。ケガをしない、させない予防のための身体拘束はしてはならないことを原則として、3 要件の適用、ご本人ご家族の同意、個別支援計画に記載、記録、軽減解除に向けた取組等の諸条件が当てはまる場合の限定的な対応であることを認識していきます。身体拘束に頼らない支援のための人員配置、スペース確保、設備、医療との連携等の課題を探っていきます。福祉先進県を象徴する制度県運営費補助金は人員体制を厚くするなど運営全体を支えた制度でしたが、現在は事業別に助成される地域生活サポート事業に形を変えています。
- ⑨グループホーム家賃補助は、市町村によって、制度の有無、補助額、条件等が違います。また、地域生活サポート事業は、複数あるメニュー事業のなかで実施する事業数が、市町村により違い地域格差があります。自立支援給付費の級地格差もありますが、県内どこに住んでいても平等なサービスが受けられるようになるべきです。
- ⑩コロナ応援派遣、神奈川県災害派遣福祉チーム（DWAT）への職員登録については、職員自らの熱意とその家族の理解があって初めて可能になるものです。業務命令で一方向的に派遣できる性格のものではありません。危険が伴う業務に率先して手を挙げてくれた職員を後押しして推薦する法人・施設側の理解と協力は不可欠です。決して現場の人員配置は、日常から、さらにコロナの状況で余裕があるものではないと思います。それでも複数名の職員の登録があったことは神奈川の福祉人材の底力だと思います。実際の派遣に伴う調整協議、マッチングの課題は多々あると思います。

今後取り組みたいこと

- ①自治会と合同での防災訓練や協力体制の確認。地域の防災力強化。
- ②利用者の意見を集約し、事業運営をするとともに、利用者の会会長・副会長を交え検討している。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ①市町村社協、地域のボランティア団体、自治会、学校、教育委員会、商工会議所、地域消防団

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ①人材育成（研修開催）、ボランティアの育成、斡旋。県内の福祉サービス事業所の取りまとめと第三者評価。地元地域を支えるために行政と社協、地域包括、基幹相談センターと多くの関係者で連携、協力体制を維持すること。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ①障害者施設の高齢化、重度化の問題。児童施設のように年齢によって高齢施設への移行を制度化する必要がある。在宅障がい者や児童施設退所後の若年層の方の受け皿としての機能が維持できない。
- ②在宅で生活する重度障害者への支援をさらに充実させてほしい。依然、入所施設の必要性が高い状況が続いていると思われる。
- ③最重度知的障害と重度の身体障害や頻回に発生する難治性てんかん、強度の自閉的傾向を有する方たちの緊急医療体制の整備、親亡き後、安心して生活できる場、終の棲家等社会資源の拡充を願います。
- ④地域で暮らすことが、孤立ではなく地域共生社会につながるように、国の制度は基本として、県民市民のニーズに応えるのは県、市町村の責任と役割があると思います。前例のないこと、規程にないことも官民一体となり、先駆的に取り組むことが必要であると思います。ハード面、ソフト面からしても今後の課題は多岐にわたり山積しています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響は健康被害、経済への打撃、人の対面交流が減ることによる「心の問題」にもおよぶと思います。それでも新しい生活様式を認識して「ともに生きる社会」の実現のために、福祉関係機関のネットワークを拡げて前向きに進むしかないと思います。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ①行政、社協、民生委員、相談支援事業所と連携し、今後支援が必要と考えられるケースについて情報共有を図り、在宅の緊急児を未然に回避できるように対応する。
- ②支援現場を視察し実情を調査していただき、制度の狭間にいる重度の障害を抱えた方たちが生きるための保証が得られる環境整備に向かう方策を検討していただきたいです。

県社協に求めること

- ①人材育成（外部の研修参加機会が減っているため、オンライン研修の開催）。ボランティア活動の調整、事業所への斡旋等。
- ②神奈川県における福祉サービスの実態を適切に把握し、政策提言や理解促進のための発信を継続して頂きたいです。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ①国、県、市が示す感染症予防対策に準拠した対応を継続することに併せ、入所施設は新型コロナウイルスの消毒に対応できる専門業者を手配し、全館消毒を実施しました。
- ②感染予防対策に有効とされる設備・備品について検討し、導入しました（全施設及び事業所にオゾン発生装置・電解次亜水生成器・非接触型体温計を設置）。
- ③外出、外泊、面会等の中止に伴いオンライン面会ツールを導入しました。
- ④衛生用品の確保。事業所内の定時消毒。職員の日々の検温と健康観察。来客者の検温とマスク着用を依頼。利用者の面会、外泊の中止。日中活動の分散化。短期入所利用者について、社会的理由や緊急時に絞って受入れを調整。
- ⑤利用調整と、それに伴う電話連絡。
- ⑥室内換気と適宜消毒。

- ⑦毎日の検温要請とマスクの着用・消毒・うがい。
- ⑧食堂配置の見直し。
- ⑨国・行政の発信する情報を集約する。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ①オンライン面会。オンライン会議。ネット接続環境、機材の準備。全盲や耳が不自由な方のオンライン面会方法が課題。
- ②外部事業の中止に伴い、内部での代替え企画の提供。Zoom を用いた会議・研修の参加。Zoom 研修のための、パソコン購入が必要になった。
- ③事業活動等で大きく変化したことはありません。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ①備蓄食料、飲料水、マスク、ガウン、グローブ等の衛生用品。陽性者の療養（隔離）スペースの確保、設備（簡易ベッド、パーテーション）などの準備。
- ②非常時持ち出し袋の整備・非常食・隔月の防災訓練・BCP の作成。
- ③ガウンやマスク等の医療物資の備蓄。
- ④ご家族や関係機関に当法人の取り組みについての説明や外出、外泊、面会等の自粛や中止等について理解を得るための文書の発信。
- ⑤職員への感染症予防対策研修の実施。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

- ①当事者を支える家族の負担。SOS を出せない家族（問題の潜在化）や虐待発見や保護の遅れ。重度知的障害で行動障害がある利用者が避難したり、個室で静養がとれるか不安。施設内でのクラスター発生。それに伴う事業の停止。職員の肉体的、精神的負担。収入減。感染に注意した短期入所の受け入れ（無症状もあるため、常に不安がつきまとう）。
- ②緊急避難所での過ごし方。
- ③利用者と逸れたとき、地域の方が助けてくれるか（プロフィールカードは、準備できている）。
- ④家族に万が一のことがあった際の、利用者の引き渡し方法。
- ⑤最重度の知的障害や頻回に発生する難治性てんかん、強度の自閉的傾向を有する方等は、平常時であっても肺炎であるのにもかかわらず入院を断られてしまい施設で対応するケースがある中で、今般の情勢を鑑みると今まで以上に命を守る医療の確保は困難を極めると思われ、強い不安を感じております。

【社会就労センター協議会】

○目指す福祉について

地域における福祉への理解の増進のため、地域を巻き込んだイベントなどの実施や自主製品の販売会、ボランティア活動の提供、障害者が働くことを通じた地域交流（施設外就労や地域の企業との連携など）、職員によるワークショップ等を行ない、利用者支援や地域とのつながり等の理解に努めるなどしている。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

地域とのつながりを重視して高齢者施設でのボランティア活動やボランティアサークルとの交流などを深める、相談支援事業を中心とした地域連携、障害者週間の地域交流事業など。また、利用者を中心とした様々な見直しやおぞらプラン等の権利擁護に関する理解をより一層深めるための職員研修の実施など。

取り組みを進める中での課題

地域との関わりの中で、障害者に対する理解不足や地域活動の場や機会が少ないこと、利用者の高齢化の課題に対して高齢・障害相互の理解がまだ不十分であること、コロナ禍による対面による地域連携の難しさがあることなど。

今後取り組みたいこと

障害者が地域で役割を担う機会や活動できる機会を増やしていきたい。また、地域共生社会の実現に向けた取り組みに対して、日ごろから各職員が活発な意見交換を行い、日ごろの支援にも活かしていく機会が必要だと思う。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ・市町村社協などの地域との関わりが深い組織
- ・高齢サービスの中心である地域包括支援センター
- ・地域の民生委員 など

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ・地域や福祉現場のニーズの掘り起こし
- ・地域にある様々な福祉サービスや資源への繋げの中心的関わり
- ・職歴や職層ごとの研修開催（RTにより）

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

コロナ禍により、啓発活動を含めて、感染者やその家族、事業者等を差別や誹謗中傷から守る手立てを考えていく必要がある。また、今後もコロナ対策で様々な経費が必要となるので、引き続き感染対策に係る消耗品等の購入費用に補助が可能になるようにしてもらいたい。

行政や市町村社協をはじめとした等、連携や協力を求めたい関係機関・団体

引きこもりなどの家庭内で抱えている問題に対して行政や社協と連携してアプローチを行っていきたい。また災害時の連携については、食料・避難場所・ボランティア等の実際の災害を想定したシミュレーションや必要備品の整備補充など、具体的な地域ごとの連携や課題等の共有化が必要である。

県社協に求めること

- ・ 社会福祉への理解の増進の点から、福祉制度を十分に理解していない人にも、制度を詳しく知ってもらえる様な広報や取り組みを期待する。また災害時を想定した BCP などの研修は、今後も県内事業所に必要であり、共通したものを全体に発信する取り組みを継続してもらいたい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

(常時) 手洗い、(常時) マスク着用、アルコール消毒の徹底、利用者・職員の健康状態の把握、来館者名簿の徹底、余暇行事等の一部中止及び縮小化、換気、施設外就労における緊急事態宣言発令と感染拡大により一時的な休止など。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ・ オンライン会議実施、時差通所や通勤の推奨、外出活動を控えて施設内活動の充実、最小限の外部研修参加、2020 年 4 月緊急事態宣言時の利用者半数ずつ隔日の利用と必要最小限の職員出勤(利用者数が少ない時期のみ適用) など。
- ・ オンライン会議を実行することの難しさ(議事進行や意思疎通の方法に不慣れ、微妙なニュアンス等が上手く伝わらない(共有できない)、ネット環境が万全でない、スペース確保など)。
- ・ 事業の特性上、通常稼働が求められているが、感染防止対策は 100%安全とはいかず、常に体調不良者がいないかを注意し続けていることのストレス。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ・ コロナ関連・・・感染防止マニュアルの運用。
- ・ 災害時関連・・・災害マニュアルの更新、災害備蓄品の確保、防災訓練の実施、職員による危機対応訓練(災害時の活動の流れの確認や必要な物品の補充、保管場所の検討など 感染対策も追加)、公式ラインアカウント等の拡充など。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

- ・ コロナ関連・・・施設内で感染者が出た場合の対応、職員や利用者が感染した際の健康状態の管理の仕方。避難所生活となった際の 3 密の回避、不特定多数の避難者が来た際の感染対策、一次避難所等での感染対策、感染を恐れて危険地域に住む人が避難しない懸念など。
- ・ 災害時関連・・・隣住民が事業所に避難先として来た際の受け入れ、帰宅困難者が多数発生した際のスペース確保、近福祉避難所としての指定されているが行政等交えた実地訓練がないことによるイメージがわからないなど。

【福祉医療施設協議会】

○目指す福祉について

○抱えている課題の解決に向けた要望

■コロナ禍における地域共生社会の実現に向けて

現在、新型コロナウイルス感染症の第4波の到来を受け、全国各地で変異株の急速な感染拡大、重症例増加などが見られ、またクラスターの発生場所も多様化するなど、新型コロナウイルス感染症は従来とは異なる局面に入ったと考えられます。

神奈川県内においても2度目の緊急事態宣言解除後では最多感染者を記録するなど、感染者数が増加している中で、県内の福祉医療施設では危機感を共有し、感染の抑制と医療危機の回避に重点を置き運営して参りました。

現在、新型コロナウイルス危機で県内の福祉医療施設は、感染者の治療や感染防止対策に費やした労力や業務で経営に大きな痛手と負担がかかっています。まずは感染防止対策に向け、医療従事者へのワクチン接種を速やかに進めて頂きたい。

今回のウイルスの猛威は医療や介護に限らず、社会と福祉全体の情報連携システムの脆弱性が露呈し、非正規雇用者や学生層、母子家庭など困窮する人々が多数見受けられ、その中で福祉医療施設への直接相談する事案も多数みられました。そこで、医療・福祉の連携の推進にあたり、現状ファックスでの情報のやり取りが多く行われているので、情報共有等のICT化を活用した医療や福祉との地域連携策についても検討いただきたい。

また団塊の世代が後期高齢者となる2025年から2040年を見据え、慢性期医療や介護のニーズが飛躍的に高まることが予想され、医療と介護の連携がこれまで以上に高くなる。それを推進する手法の一つである地域包括ケアの中には、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられている。無料低額診療施設における診療対象である低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者等の経済的な意味での生活困窮者だけでなく、8050問題や、貧困の連鎖、社会的孤立等の様々な問題を抱える方々への支援も視野に入れた地域包括ケアを進めるには、多職種・専門職間の連携による地域での支援が必要である。生計困難者は社会福祉の諸問題から生じている事も多く、要支援者が地域で安心して暮らすためには、医療福祉施設の役割は重要であるが、地域包括ケアにおける訪問看護師、退院調整看護師、退院指導を行う病棟看護師など、看護師の慢性的な人材不足は引き続き課題となっている。看護師確保対策、職場環境等の改善に向けた取組について、現場の声を反映する機会を設けていただきたい。

【更生福祉施設協議会】

○目指す福祉について

- ・「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるよう、その自立に向けた支援に努める」を法人の基本理念に掲げ、困窮者支援をはじめ、高齢者支援、幼児保育など多分野において、理念に基づいた支援に取り組んでいる。
- ・更生福祉施設協議会では、生活のしづらさや生きづらさを抱える利用者の自立支援と包括的な支援体制の整備に向け、関係機関・団体と連携しながら「重層的支援体制整備事業」に協力をしていく。
 - ①障害を持つ受刑者（累犯障害者）が安定した地域生活をするため、更生保護施設から障害福祉サービスの自立訓練宿泊型施設への移行と連携した長期的支援プログラムを実施する施策が必要。
 - ②他の問題を抱える刑務所出所者等に対し、福祉支援体制の整備の取り組みが必要と考える。
 - ③厚生労働省は、社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（平成 29 年 12 月 15 日）における提言を受けて、保護施設（救護施設、更生施設等）施設体系について関係者の意見も十分に聞いた上で更に検討することとなっています。そのため、救護施設、更生施設は存亡の危機に立たされており、現状のまま継続できるよう支援を要望する。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ・子ども食堂や、地域の高齢者に居場所を提供するサロン事業を法人の自主事業として行うなど、法人としての地域貢献事業に取り組んでいる。
- ・生活困窮者等の相談支援を行うため、かながわライフサポート事業や手のひらネットワークを活用している。
- ・地域包括支援センターを中心としたまちづくりには官民、社会福祉法人、NPO がセンター機能を有効に使い協力体制を構築する必要があり、そこに向けた努力が必要となる。
- ・子ども食堂運営で、他法人運営の地域ケアプラザ（横浜市における地域包括支援センター）の協力で、社会福祉法人、NPO、地域住民団体、障がい者家族会が月 1 回運営する食堂を毎土曜の同時刻、同価格に統一し、地域利用者に使いやすい状況を提供する。
 - ①受刑者で障害を持っていることや能力的な問題により、短期間で生活の場と就労の場を持つことが難しい者、長期的支援を必要とするものがある。
 - ・更生保護施設で本人の問題性の更生と福祉サービスを利用するための準備期間が実際必要。自立訓練宿泊施設で障害特性のアセスメントと個別プログラムを作成ができるとよりよい手厚い支援ができると思う。
 - ・グループホームに移行することがあるが、受け手側にリスクと空き状況で円滑な移行が難しいことがある。
 - ⇒更生施設との生活連携や移管の実施。グループホームや県地域生活定着支援センターとの連携。
 - ②福祉施設は障害者をサポートする支援体制はあるものの、刑務所出所者などの福祉支援になると拒否的な対応をする施設（医療面も同様）が多く、刑務所出所者の受け皿確保に繋がっていない現状がある。
 - ⇒更生保護制度について理解を深めてもらう研修の開催。協議会へ県地域生活定着支援センターのオブザーバー参加により、課題共有、情報交換等を行っている。刑務所出所者等の対象者に対し

て理解ある福祉施設との勉強会を実施することで、受け皿の確保を目指す。

③生活困窮者自立支援法および生活保護法の見直しに向けて 2017 年 5 月に設置された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下、部会とする）では、両制度にかかわるさまざまな論点について議論が交わされ、同年 12 月 15 日にその報告書が公表された。中でも、議論の柱の一つに捉えられた「居宅支援の強化」では、“いわゆる「貧困ビジネス」の存在”として、「無料低額宿泊所等のあり方」とともに、救護施設、更生施設を含む「保護施設のあり方」について課題の提言が行われました。保護施設のあり方については、2004 年 12 月の社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書において「保護施設の在り方」として提言されましたが、この報告書に基づく保護施設の制度上の見直しは行われず、保護施設の体系や基本的性格は今日まで変更されていない。

⇒更生福祉施設協議会会員の救護施設や更生施設は、関係団体を通じて要望を国等へ提出している。

取り組みを進める中での課題

- ・コロナの影響により、事業停止や縮小を余儀なくされている。
- ・関係機関・団体との連携が重要になる。
- ・団体により資金繰りに差がある点を調整するのが難しい。

今後取り組みたいこと

- ・法人として、新たな地域貢献事業を模索している。
 - ・令和 3 年 4 月 1 日から施行される社会福祉法の改正による「重層的支援体制整備事業」に基づく、市町村の新たな事業への協力検討。
- ①グループホームと相談支援事業所の開所ができれば、自立訓練宿泊型施設の代用で上記支援の実施ができると思っている。更生保護施設から相談支援事業所が関わることで、グループホームでも継続した支援と個別のプログラムで支援をする事を検討している。
- ②行政や社会全体に保護施設の必要性を訴えて行ければと考える。
- ・上記の更生保護施設と自立訓練宿泊型施設（もしくはグループホーム）の連携が図れば生活の場の確保にはなる。その後は障害福祉サービスの通所事業との連動性も視野に入れるが、高齢者・障害者職業センターも絡め本人の働く場や、働く力のアセスメントの場を増やし、多面的に支援することを視野に入れたい。
 - ・各福祉施設に対して更生保護の制度に対する理解を深める働きかけ。
 - ・保護施設は、利用者の支援だけではなく今まで培ったノウハウを活かし、地域社会の福祉施設としての機能や役割が果たせるよう、他種別、他分野等と協働して取り組みを考えていきたい。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ・地域の関係機関・団体など
- ・自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人そして地域の自治会や学校等。
- ・現在、地元ロータリークラブやビーバーリンクに後援していただくよう展開している。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ・社協や関係機関などとの連携、協力のもと、法人の目指す福祉実現のために取り組みたい。
- ・県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対しては、重層的支援体制整備事業等の調整的な役割を担ってほしい。

- ・本来、そうした仲介者は社協が望ましいと考える。
- ・今現在もそうだが、本来は療育手帳を持つことができる人でもその機会がなく福祉にたどり着けなかった人がある。障害手帳にかからない「生きづらさ」を抱えている人がある。そういった人もしくは健常者の中でも、もっと福祉が身近で利用できるものになってほしいと思う。
- ・全体的なマネジメントや良い活動をしている団体や事業を評価する立場であってほしい。
- ・政策提言への協力要請が出た際に、毎年更生協の委員会等で意見が出ている。こういった要望についての提出先からの回答をもらう仕組みができないか、要望先と提出した要望について話し合いをする場を県社協が設けるなどを、検討していただきたい。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ・コロナ禍で生活不安が拡大している中、生活困窮者の自立支援方策の普及。
- ・令和2年4月1日社会福祉法の改正により、無料定額宿泊所の規制強化が実施され、10月より新たに日常生活支援住居施設が創設された。救護施設や更生施設等保護施設のあり方について、厚生労働省は制度の見直しを検討しているが、保護施設の継続支援の必要性を要望する。
- ・受刑者の更生意欲と本人の望む地域生活との連携。結果、再犯の防止につながることを求める。
- ・刑務所出所者等の受け皿となる体制作り。「保護施設のあり方」の検討は、5年ごとに行われる生活保護法の改正に合わせて実施が見込まれ、調査⇒検討会⇒審議会の報告書をもって法改正の運びとなり、保護施設の必要性を訴えていきたい。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ・方策の実施、制度、施策の広報周知。
- ・保護施設に関する理解や認知度を引き上げるとともに、福祉事務所と連携強化を図り、保護施設を必要とされる方々が利用できる体制作りのための協力を求める。

県社協に求めること

- ・方策の実施、事業の広報周知への協力。
- ・施設入所だけでなく、保護施設が培ってきたノウハウを活かし、地域に積極的な貢献ができるための調整役を担ってもらいたい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ・感染対応等の地域、関係機関との情報共有。
- ・感染予防のため、施設行事や地域とつながるイベント等の中止、利用者の外出制限等。施設内の消毒や換気対策、利用者・職員・来訪者の検温や健康チェック。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

研修・会議などのリモート化、時差出勤、在宅勤務の実施、感染状況を踏まえた事業の停止など。緊急事態下の利用者、職員の安全の確保、職員教育や出勤職員数の確保など、緊急事態と並行しながら事業を継続する困難さ。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ・非常時に備えた訓練、緊急物資の備蓄、感染防止資材の確保。
- ・感染症や災害の発生時における事業継続計画の策定および災害対応時における地域住民との連携。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

- ・大災害や感染クラスターなど、未曾有の事態に対して、被害を最小限に留める対応が行えるか。
- ・訓練やシミュレーションを繰り返すことや体験談など情報収集に努める。

【地域生活施設協議会】

○目指す福祉について

■本協議会が目指す福祉とは 一地域に根ざしていくために一

1 生活者のニーズ、地域課題に基づく

- (1) 施設で暮らす人も含め、福祉サービスを利用する人たちは、地域社会の一員、ひとりの生活者、主体として理解していく。
- (2) 地域社会の実情や特色は大きく異なる。地域性に応じて、地域の共通課題を見出し、ひとりでは解決できない問題、ひとつの制度では解決できない問題を、多様な人たちや資源と協働し解決していく。

2 地域における専門職の役割を果たしていく

- (1) 地域で暮らす人たちの困難さを理解し、声にならないニーズにも目を向けていく。そのために、傾聴、受容、共感的理解を通じ、信頼関係（ラポール）を形成し、その人のもつ力を大切にされた支援を行う。
- (2) 問題をバラバラにとらえるのではなく、その人を中心に必要な支援を提供する。そのために、地域生活を基盤として、診療、看護、保健、相談、保育、介護、リハビリ、栄養、教育、就労支援等の異なる分野・領域のサービスを担う専門職が、主体的、協力的態度で協働していく（多職種連携、保健・医療・福祉連携）。
- (3) コミュニティソーシャルワークの実践を進める。“ひとり”の支援と、ひとりを支える地域社会の形成のために、個別支援と地域支援を一体的に進めるコミュニティソーシャルワークの実践を進める。

3 地域の洞察を深め、地域を捉え直す

- (1) 地域とは、何を意味するのか。様々の側面や性格があることを理解していく。日常生活圏としての地域、圏域としての地域、行政区分の地域…。共同体としての地域コミュニティ、統治の対象、新しい公共（市民的公共圏）を形成する基盤としての地域社会等々。地域は様々な側面をもち、日本社会の歴史と現在地が表れている。
- (2) 民間社会福祉の立場から地域を捉える。なぜ、地域に目を向けるのか、政策が地域を重視するからなのか。民間社会福祉、ソーシャルワークの立場は、地域で暮らす生活者、その地域の側から社会のあり方を構想し、社会福祉の役割を果たしていくことが求められている。

4 地域福祉の理念、社会福祉のプラスの価値を広めていく

(1) ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョン

「人は皆ちがう、人は皆おなじ」であることを大切にし、多様性を認め、差別や排除のない「多文化共生の社会」「共に生きる地域社会」をつくるには、憲法や社会福祉法、ソーシャルワークがもつ普遍的価値を日々のサービス実践を通じて広めていく。

(2) 「みんなで参加して共につくる社会」を志向する

地域社会、市民社会に、社会福祉のプラスの価値が広がることは、サービスの提供者・利用者の関係を超えて、「共に生きる地域社会の創造」に向けて“共に歩む”関係性へと発展していく可能性をもっている。

(3) ボランティア、セツルメントの意味を考える

①Volunteerism：自発性・主体性、連帯性、無償性の意味

→国家や行政から独立した民間の立場、独立しつつ共存する立場や関係性 (Voluntaryism)

→ボランティアの役割：先駆的役割、補完的役割、批判的役割、架橋的役割、啓発的役割

→国主導の地域共生社会、我が事・丸ごとへの点検

「新しい公共」、市民的公共性とボランティア、国家から独立した自由なもの、緊張関係としてのボランティア

②ボランティアから生まれたセツルメント運動：人格的接触、漸進性、架橋的役割、ネットワーク、運動性、

5 ボランティアやセツルメントの精神、地域福祉の考え方に基づく地域活動の推進

(1) 住民が参加と交流する機会の提供や場づくりの支援

(2) 社会福祉への関心や共感、理解形成のための福祉教育の実践

(3) 地域との協働による地域の福祉人材の育成、ボランティア支援

(4) 施設が地域社会に拓かれているか(会場提供、情報や学習機会、ボランティア活動の機会、調整等のコーディネート機能、専門職の派遣等地域資源の一つの施設機能の開放)

(5) 住民主体、住民参加の原則に立つ。地域と共に歩む姿勢をもちながら、地域が主体でできること、施設と協働できること、専門サービスが必要なことを判断する。

(6) 公私の協働と責任分担、ネットワーク形成。一人の生活者の支援や共通の目的をもった事業を、地域を基盤に、住民、行政、施設の協働と責任分担によって進める。

(7) 施設の利用者や住民が、福祉施設のサービスに触れ、信頼関係や共感関係が生まれることにより、サービスの受け手から福祉を担う主体へと転換していく。

(8) 地域活動を通じ、福祉を大切にする土壌や人的ネットワークを形成し、地域を福祉ニーズの「発生の場」から、第一次的な「解決の場」、「予防の場」としていく。

○提言の背景

■本協議会の特色

・違い(多様性)

地域生活施設協議会は、子ども、障がい者、高齢者、外国人、その母親、家族など、地域で暮らすすべての多様な人たちを対象とし、その年齢も乳幼児から100才を超える高齢者まで、あらゆるライフサイクルの違った人たちである。

提供するサービスも、診療、療育、心理相談、生活相談、野外活動などの児童厚生活動、ボランテ

ィア育成、生活介護、生活困窮者支援、外国人支援、地域活動など、多様な分野・領域にまたがる。違い、多様性が本協議会の特色である。

・同じ（共通基盤）

同時に、「地域生活」施設としての共通基盤がある。第一に、利用者は地域で暮らす生活者であること、第二に、各事業は地域社会の資源の一つであり、地域を基盤に事業を展開していること、第三に、住民、ボランティア、NPO 等他の資源との協働を図り、地域福祉の推進を目指している点である。

【参考】

※ 2つの報告書と地域福祉

1) ソーシャルインクルージョンの提起

「社会的な援護を必要とする人々に対する社会福祉のありかたに関する検討会」報告書
(厚労省 2000 年 12 月、座長阿部志郎)

2) 新たな支え合いの提起、新しい公共の提起

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉～」(厚労省 2008 年 3 月、座長大橋謙策)

【介護老人保健施設協議会】

○目指す福祉について

利用者の自己決定、選択、個別性を尊重した利用者本位のサービスを提供し、人としての尊敬と人間性を尊重した心の対応を大切にする施設づくりを目指します。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

明るく家庭的な雰囲気の中での療養生活を提供

取り組みを進める中での課題

コロナ禍での民謡やダンス等の外部ボランティアの派遣中止

今後取り組みたいこと

地域や家庭との結びつきを重視するための訪問リハビリの充実

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

市社協、地域ボランティアセンター

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

コロナに対する先手、先手の対応

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

家族の多くが拒否する老健入所者の在宅復帰を無理に進めることは問題である

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

コロナ対応

県社協に求めること

行政にベッタリではなく、物申す社協になっていただきたい

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

人と人を分けるパーテーションの設置、簡易陰圧室の購入

○非常時における課題について

平時から備えていること

備蓄を増やしている

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

クラスター時の職員の確保、災害時の水、電気の確保

【民生委員児童委員部会】

○目指す福祉について

地域住民の抱える課題が複雑化・多様化し、さらに新型コロナウイルス感染症によって人々のつながりが希薄化するなか、地域に根差した民生委員児童委員は、常に住民の立場に立って生活の様々な困りごとに耳を傾け、多様な関係機関・団体と手を携えて、住民に寄り添い続けています。

民生委員児童委員としての役割であるこれらの活動を、思いやりの気持ちをもって、途切れることなく、いつもどおりに行っていくことが、地域共生社会の実現につながるものと考えます。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

民生委員児童委員部会では毎年、民生委員児童委員活動推進会議等を開催し、さまざまな地域で工夫を凝らして行っている実践を共有する機会を設け、自己研鑽および活動の推進を図っています。また、民生委員児童委員が活動しやすい環境をつくるため、機関紙やホームページ等を活用し、住民や関係機関・団体等に向けて理解促進を図るためのPR活動を行っています。

民生委員児童委員部会の構成員である県・政令市民生委員児童委員協議会でも、円滑な相談支援のための研修、PR活動、その他民生委員児童委員が活動するために必要な支援を行っています。

取り組みを進める中での課題

コロナ禍により、人と人、人と地域をつなぐ民生委員児童委員の重要性は、ますます増えています。その分、行政や関係機関・団体等からの多くの依頼等があるため、それらに対応するためには年々欠員が増えている民生委員児童委員の充足率を上げていく必要があります。今後、地域共生社会の実現に向けて、また新型コロナウイルス感染症によって深刻さを増す孤立・孤独の問題に対応するために、民生委員児童委員のなり手確保は喫緊の課題と捉えています。

今後取り組みたいこと

民生委員児童委員の活動を推進するための事業、住民や関係機関・団体に向けた理解促進のための事業、なり手確保に向けた事業を引き続き行っていきます。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

県、政令市、市区町村行政をはじめ、市区町村社会福祉協議会、自治会・町内会、学校関係、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体など地域のさまざまな関係機関・団体、そして住民の皆さまに、日頃からご協力をいただいておりますが、地域共生社会の実現やコロナ禍での円滑な活動推進に向けてより一層のご理解とご協力をいただけますと幸いです。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

自らも住民の一人である民生委員児童委員が、地域共生社会の実現に向けての円滑な活動ができるよう、引き続き福祉等の専門機関・団体からの手厚いサポートをいただきたいです。各関係機関・団体には、一人でも多くの県民に民生委員児童委員について知っていただけるよう、広く周知をしていただくようお願いいたします。また、行政、社協等において、民生委員児童委員が外部委員として多くの役割を担っておりますが、本来の民生委員児童委員活動に影響が出る場合や負担感につながることもあることをご承知いただき、選任人数の見直し、偏りのない人選、外部委員以外の協力の仕方についても、ご検討いただけると幸いです。あわせて、行政等には、民生委員児童委員活動が安定的・継続

的に遂行できるよう、活動費の増額、市区町村民児協事務局運営への支援についても引き続きご検討いただきたいと思います。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

コロナ禍で地域のさまざまな課題が表面化してきました。地域では、孤立・孤独状態になり、健康悪化や孤独死の事例も目の当たりにすることが増えた実感があります。いわゆる 8050 問題や児童虐待、経済的困窮状態の進行などが、徐々に表出してきました。これらの地域の課題に、民生委員児童委員として一義的に受け止め、向き合っていますが、あくまで支援先への「つなぎ役」であり、根本的な解決は制度・施策によるものと考えます。これらの課題解決に向けた制度・施策を急ぎ充実していただくことを求めます。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

地域における課題は、民生委員児童委員だけで解決できるものではありません。さまざまな関係機関等が、機能的に連携し、仕組みとして地域を支えていく必要があると考えます。県、政令市、市区町村行政をはじめとする関係機関等におかれましては、地域共生社会の実現やコロナ禍における地域課題の解決のための仕組みづくりに向けて、さらなるご尽力をいただきたいと思います。

県社協に求めること

昨今の地域における生活課題は、複雑化・多様化しており、コロナ禍でこれまで潜在化していた課題が表出してきました。このような時こそ、県社協が一丸となって課題解決に取り組むことが求められます。実効性のある政策提言や課題解決に向けた情報共有、会員同士の連携づくりなど、民生委員児童委員を含む会員への支援の充実を期待します。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

住民と直接接することが多い民生委員児童委員は、対面での訪問や相談は最小限にしつつ、手紙や電話などを活用して日々の見守りを継続しています。住民に情報を伝えるため、関係機関・団体等と連携して、地域の情報をポスティングするなどの活動もしています。居場所活動や関係機関・団体等との連絡会議は、未だ制限はありますが、感染状況が落ち着いている地域では感染予防を徹底して、地域のつながりづくりをしています。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

一部の民生委員児童委員協議会の会議等はオンラインで実施し、課題や情報の共有に務めています。また、地域でも、無料通話アプリ LINE を活用して民生委員児童委員同士が、地域の情報共有をしているところもあります。なかには、子育てサロンをオンライン上で行うなど、工夫を凝らした取り組みを、各地域で行っています。

民生委員児童委員は住民の一人として活動しているため、オンライン環境は個人で整える必要があります。各県・政令市・市区町村民生委員児童委員協議会の事務局員がサポートしてくれている場合もありますが、民生委員児童委員の個別の状況に対して十分とはいえません。機器の整備やインターネット環境、使用方法や経費等、あらゆる部分で支援の必要性を感じています。

○非常時における課題について

平時から備えていること

各自治体の防災計画や避難行動要支援者の支援、地域の防災活動に、各地域の民生委員児童委員が協力しています。民生委員児童委員は、全国民生委員児童委員連合会が発行した指針や、各民生委員児童委員協議会の指針等に基づき、まずは自らと家族の命を守る行動を優先することを、日頃より申し合わせています。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

コロナ禍においては地域活動が制限されるなかで、人と人とのつながりが少なくなり、孤立や孤独の問題が深刻化しています。民生委員児童委員も高齢であることが多く、感染しない・感染させないことを強く意識し、活動を制限しながらも、住民の心細い気持ちや不安感に、できる範囲で寄り添っていくことを大切にしています。

新型コロナウイルス感染症を含む災害時には、民生委員児童委員は行政や社協等の関係機関・団体から、要支援者等への支援を求められることが多くあります。日頃からの備えは重要であり、関係機関・団体等と連携して要支援者への呼びかけや防災活動への協力を大切にしています。

災害発生時は、民生委員児童委員も一住民であり、年齢や持病などに不安がある者もいることから、自らと自らの家族を守ることを第一優先として活動することをご承知いただきたいと考えます。

そのうえで、災害時においては、民生委員児童委員あるいは一地域住民として、安全が確保されている中で、できることをやる必要があります。そのためには、自治会・町内会等との連携・協働は大変重要です。しかしながら、地域によっては、災害時に具体的に機能する十分な連携体制ができていない場合があり、不安感を覚えます。県民が安心・安全に生活できるために、自治会・町内会、さらには福祉や災害等の関係機関・団体との具体的な連携体制について、行政含め、今一度真剣に向き合う機会を設けていただくことを希望します。

【市町村社協部会】

○目指す福祉について

1. 地域共生社会の実現にむけた社協の「プラットフォーム機能」の発揮、ならびに幅広い関係者・機関・団体の参加・協働による地域福祉推進について

ー地域福祉にかかわるすべての方々へ

○コロナ禍において、各地域では社協と住民組織、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉法人、NPO 法人、商店、企業等、さまざまな主体の連携・協働による生活支援等の取り組みが広がっています。社協はもともと、地域の生活課題を解決するために、地域のさまざまな関係者・機関・団体の課題共有と連携・協働の場、すなわち「プラットフォーム機能」を有しています。

○コロナ禍による生活困窮や社会的孤立、虐待等の問題の増加、深刻化の中で、私たちは、誰もが自分らしく暮らせる地域、「支え手」「受け手」という関係性を超え、誰もが担い手になれる地域共生社会の実現をめざしています。そこには福祉領域も超えた幅広い関係者の参加と協働が不可欠であり、社協は「プラットフォーム機能」を発揮し、それぞれの地域の多様な資源をコーディネートすることによって、課題に応じた取り組みを推進してまいります。

○ついでには、この機能を生かしたさまざまな実践を、多くの関係者・機関・団体の方々に知っていただくとともに、福祉関係者はもちろん、教育現場、大学等研究機関、企業や地元産業との協働など、複雑・多様化する地域の生活課題解決に向けて、社協がすすめる地域福祉活動の実践に、人・財源・場等、さまざまな面からの参加と協働をお願いいたします。

2. 各市町村における重層的支援体制整備事業への着手と、包括的支援体制構築にむけた行政・社協の課題共有ならびに連携・協働の推進について

ー各市町村行政にむけての提言

○包括的支援体制の構築にかかわる重層的支援体制整備事業は各市町村の任意事業となっていますが、生活課題の複雑化・多様化と制度の縦割りを超えた対応の必要性は、県内市町村すべてに共通する課題となっています。各市町村におかれては、重層的支援体制整備事業の実施にむけて、着実に取り組みをすすめていただくようお願いします。

○包括的支援体制の中で求められている「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の一体的推進は、社協の本来的な役割・機能である、「個別支援」と「地域支援」の一体的推進、およびこれによる誰もが自分らしく暮らせる地域づくりと重なるものです。社協はこの「個別支援」と「地域支援」の一体的推進による地域づくりに向けて、県内社協の共通指針である「かながわの社協指針 2020」をもとに、総合相談をすすめるための体制づくりやアウトリーチのしくみづくり等に着手しており、包括的支援体制の構築にむけて、行政と協働で地域福祉を推進する組織としての社協の役割を一層発揮できるよう、取り組みの充実を図ってまいります。

○重層的支援体制整備事業の実施にむけては、上記をふまえ、社協との課題共有と連携・協働、および地域福祉計画と地域福祉活動計画の目標共有や調整を十分に図ってすすめられますようお願いいたします。

3. 上記を推進していく上での社協の運営基盤強化

一 国、県、市町村行政にむけての提言

- これまでも社協は、緊急時や非常事態において、地域住民の生活を守るセーフティネットとしての役割を果たしてきました。大規模災害発生時には社協が第一線に立ち、災害ボランティアセンターの運営や被災者支援に、社協同士の横のネットワークも生かして対応しています。今回の新型コロナウイルス感染症による生活福祉資金特例貸付では、全市町村社協が職員総出でこれにあたり、事業開始後1年余の間にすでに15万件を超える申請に対応してきました。また、貸付相談等とおして把握された生活困窮世帯へのニーズに、地域関係者とのネットワークを生かして取り組むなど、制度・サービスで補えない問題に素早く対応してきています。
- 地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築という動向の中で、社協の果たす役割は大きいと認識しています。しかしながら、社協の職員体制は十分とは言えず、特例貸付に関しては、長期化に伴い対応する職員の疲弊がすすんでいることも課題となっています。社協のセーフティネットとしての役割や、行政とともに地域福祉推進をすすめる組織としての法的位置づけ、包括的支援体制の中での社協の位置づけ等をふまえ、十分にその機能が発揮できるよう、職員体制の確保、社協組織運営の財源確保への支援をお願いいたします。
- また、コロナ禍による地域のつながりの希薄化、生活課題の深刻化が課題となる中、社協ではオンラインを活用し、住民活動の支援、福祉教育やボランティア活動の普及、局内連携による個別支援の推進等の取り組みをおこなっています。また、感染症拡大の中での災害時への対応も課題となる中、災害ボランティアセンターの運営へのICT導入の検討もすすめているところです。一方、このような環境が整備されていない社協もあることから、県内のすべての市町村社協において、住民活動の促進、個別支援の充実、災害時への対応等がコロナ禍などの状況下でも滞りなく展開できるよう、社協業務のICT化にむけた支援をお願いいたします。
- なお、ヤングケアラーや若年性認知症などの新たな課題やマイノリティの課題など、各市町村域での取り組みが困難な課題、および災害対応に関わる課題などの全国レベルの取り組みが効果的な課題については、特に国・県による施策化と財源確保をすすめられますようお願いいたします。

○ 取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

取り組みを進める中での課題

1. 新型コロナウイルス感染症がもたらした社協事業・組織運営への影響

(1) 新型コロナウイルス感染症にともなう生活福祉資金特例貸付の実施をめぐって

- ・ 令和2年3月下旬から始まった本貸付は、受付期間の延長や再貸付の実施などにより、1年以上たった今も多くの相談対応が続いています。件数的にはリーマンショックの時に実施された特例貸付3年間分の合計件数のすでに40倍を超している状態です。
- ・ 貸付対応および相談対応の職員は県社協、市町村社協とも休日出勤が続いている現状があります。濃厚接触のリスクへの対応として、事務室の分散化等おこなっている地域もありますが、通常業務における会議室のスペース確保も難しい社協はあり、どの地域でもリスク回避の環境が用意できるわけではない状況があります。個人情報取り扱いの問題や相談対応という業務の特性から、テレワークはなじまず、職員の疲弊、限られた環境の中でのリスクを抱えながら、業務にあたっている状態です。

(2) 財源確保をめぐる

- ・ 社協財源は、その位置づけから行政からの補助・委託によるところが大きい一方で、自主財源獲得のために社協会費、募金等の協力を呼びかけ、福祉意識の啓発とともに財源確保につなげてきました。しかし、コロナ禍において各種イベントが中止となり、募金活動や戸別訪問による会費協力のお願い等ができなくなり、多くの社協が自主財源の減収という状況に陥っています。
- ・ あわせて行政の税収減、コロナ対策への財源投入等が社協補助金に影響を及ぼしています。

(3) コロナ禍での新たな取り組み

- ・ 生活福祉資金特例貸付の実施により、生活困窮者世帯の把握につながり、食糧支援の取り組みなどが各社協で広がっています。また、地域によってはコロナ禍での災害ボランティアセンター運営訓練や、災害対応マニュアルの見直しに取り組んだ地域もあります。
- ・ 住民活動を停滞させないよう、オンラインを活用したボランティア講座、福祉教育などの取り組みが行われています。また、地域住民組織によるオンラインを活用した取り組みについて、機器や場の貸出などの支援をおこなっている地域もあります。
- ・ これらの取り組みの実施にあたり、企業、商工会など新たな主体とのネットワークが広がってきています。

◆コロナ禍で新たに生まれた取り組み◆

〈困窮支援－食糧支援、相談支援等〉

- ・ 支援対象になりにくい生活困窮の一人暮らし女性を対象に、市男女共同参画推進協会との協働で「ヨコ食ハッピーギフト」としておこめ券の配布と生活に役立つ情報提供等を実施（横浜）
- ・ 「食糧支援かわさき」を市内社会福祉法人との連携で実施。（川崎）
- ・ 小中学校の休校中、教育委員会と協働で、困窮世帯への食材配布を実施。配布しながら状況を把握し、必要に応じて支援につなげた。（藤沢）
- ・ 「つながりアクションプロジェクト」として、貸付をきっかけに把握した要支援世帯に食糧支援等を行うとともに、局内連携で継続的見守り・支援を実施。（海老名）
- ・ 小中学生をもつ世帯を対象に食糧支援を実施。福祉教育でふだんから校長会とつながっており、「学校メール」を活用して周知することができた。（逗子）
- ・ フードドライブ事業を継続的に実施。食糧寄付の呼びかけには、コロナ禍で店頭販売が難しくなった地元の店などが協力してくれる。（逗子）
- ・ 職員提案事業として、引きこもり等の人の社会参加のきっかけを目的とした参加支援事業「コレカラ」の実施。（小田原）
- ・ 商工青年会と連携して「ひとり親世帯への年末・春休みお楽しみ夕ご飯」開催、あわせて支援物資配布（松田）

〈交流の場の維持、住民活動等の支援、介護予防・孤立防止、災害対応の取り組み等〉

- ・ コロナにより居場所が失われるなか、屋外で青空サロンを開催、弁当配付を実施。(秦野)
- ・ サロン事業が中止となる中、市内3カ所の包括 C (*1カ所は市社協) で健康体操と孤立予防のため高齢者と交換日記を始めた。(逗子)
- ・ コロナ禍により販売のルートを失った障害者福祉作業所について、社協が仲介し、子どもの定期検診の際、ブースを設置して販売の機会をつくった。(秦野)
- ・ アウトリーチを兼ねた「一人暮らし高齢者へのマスク配布」(松田)
- ・ ボランティア活動普及のイベントができなくなったかわりに、社協 HP を通じて町内のボランティアグループの活動を動画で紹介するコーナーを作った(寒川)
- ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルについて、コロナ禍における留意点等を加筆し改訂(相模原)
- ・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ向け研修をオンラインで実施(厚木)
- ・ 「コロナ禍でもつながる地域活動」という事例集をまとめ、地域に発信(海老名)
- ・ オンラインサロンの開催など、フレイル・認知症の予防を目的に実施(三浦)

2. 包括的支援体制の構築にかかわる社協の取り組みと課題

(1) 個別支援と地域支援の一体的推進による「社協の総合相談」確立にむけた動き

- ・ 県社協市町村社協部会では、個別支援と地域支援の一体的推進により、一人の問題を地域全体の問題として共有しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりをおこなう社協の取り組みを「社協の総合相談」と整理し、地域共生社会の実現および包括的支援体制の構築という動きの中での社協の機能・役割の発揮にむけて、令和元年度「かながわの社協指針2020」を発信しました。
- ・ 現在、各市町村社協ではこれに基づき、担当業務にかかわらず全職員が担当地区をもち、アウトリーチ方式で地域ニーズを把握する取り組みや、相談をまるごと受け止める体制づくりなど、それぞれの社協の特徴を生かした総合相談体制確立にむけた取り組みがすすめられています。

(2) 権利擁護、生活困窮、引きこもりなどの課題への取り組み

- ・ 法人後見事業および権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化にかかわる中核機関を社協が実施する地域が増加しています。規模の小さい社協においては、近隣社協と協働し、広域事業として中核機関設置の取り組みをすすめている地域もあります。
- ・ また、生活困窮者自立支援事業および重層的支援体制整備事業につながるモデル事業等を受託している社協を中心に、福祉領域以外にもネットワークを広げ、住宅確保支援、就労支援、家計支援、学習支援、ひきこもりの人の参加支援などへの取り組みを展開してきています。
- ・ 一方、権利擁護の取り組みの一環として実施してきた日常生活自立支援事業については、困難ケース、困窮ケースへの対応を積極的に図っていますが、補助金の削減は続き、利用料収入が期待できないケースを引き受ける一方で、支援にかかる時間・人件費は増加し、事業の発展的展開が困難な状況があります。住民生活の基盤を支える事業という重要性に鑑み、安定的な事業継続のための財源確保が課題となっています。

(3) 住民、関係機関・団体等の参加と協働による地域福祉活動の展開について

- ・ 社協は地区社協、自治会、民生委員児童委員など日常生活圏域の住民活動や、福祉施設・事業所、その他関係機関・団体とつながりをもちつつ、地域の課題に対応した取り組みの展開や住民相互の助け合いのまちづくりに向けた取り組みを展開してきています。
- ・ たとえば地域の居場所としてのサロン・ミニデイや、住民同士の助け合い活動としての地区ボラセンなどの取り組みは、生活支援体制整備事業が法制化される前から、社協が住民や関係者に働きかけ、展開してきたものです。身近な場での生活問題の解決や顔と顔がつながる地域づくり、介護予防・孤立防止につながる取り組みを、社協はそれぞれの地域の特徴を生かしてすすめてきました。
- ・ その他、若年性認知症、ヤングケアラーなどの当事者活動の組織化や、社会福祉法人との協働による生活困窮等の課題への取り組みなど、社協は、その事業やネットワークを通して把握された課題をもとに、住民、関係機関・団体等の参加と協働による地域福祉活動を展開しています。
- ・ 地域共生社会の実現、包括的支援体制の構築という流れの中で、このような住民主体の取り組み、また地域のさまざまな主体の協働による取り組みはより一層重要になっていくものと考えられます。
- ・ これまで、高齢、障害などの分野ごとの制度の充実にともない、社協もこれに関連する事業が増加する一方、地域の課題を横断的にとらえ対応する事業には公的財源が得にくい状況があり、地域福祉活動支援部門の職員体制は縮小傾向であることが課題となっていました。包括的支援体制の構築、重層的支援体制整備事業の創設の中で、社協が展開してきた住民、関係機関・団体等の参加と協働による地域福祉活動が、より安定的に実施されていくことが期待されます。

【NPO法人神奈川県腎友会】

○目指す福祉について

弱者にやさしい社会を望むが個々の生活も大変であり、高齢化で社会のバランスが崩れており、心のゆとりがない現状であると思います。誰もが安心して透析及び生活ができるように、周知し理解を求めて取り組みたいが、会員減少が止まらない。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

一人でも会員を増やすため委員会を立ち上げている

取り組みを進める中での課題

オンライン会議が、全員が出来ないので(パソコン・スマホ対応)会議をするのに苦勞しています。

今後取り組みたいこと

会議をより行いやすくするためにも、今後はオンライン会議が有効だと思います。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

活動拠点としての事務局を置いています、会費での運営の為、安価な場所の提供があると助かります。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

手洗い、うがい、マスク、換気はもちろんのこと、出勤時間をずらしたり、定休日を設けた。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

個々ではまだリモート会議が出来なく、事務局のパソコンでやり始めています。

高齢化の為、パソコン・スマートフォンの扱いが難しい。若手の会員が少ない。

○非常時における課題について

平時から備えていること

透析で命を繋いでいる私たちは、災害が起き、ライフラインが止まれば生きていけませんので、水・食料・薬などは備蓄し、市町村・行政・病院での災害訓練などにも参加しています。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

ライフラインが止まった時に、透析が出来なくなること

【公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会】

○目指す福祉について

超高齢社会における住まい探し支援、近年社会問題となっている空き家対策、省資源化・長寿命化に向けた住宅建築の推進、既存住宅の適正な評価及び良質なストックの活用など。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

高齢者を対象とする住まい探し相談会。

取り組みを進める中での課題

住まい探しに際し、高齢であることや障害を理由に円滑に賃貸借契約が進まない点。

今後取り組みたいこと

当協会が、転貸借し、見守り支援制度などを活用することにより、高齢者の入居を支援する。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

神奈川県、不動産関連団体、等。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

高齢者等、住宅の確保に配慮が必要な方の実態把握と、相談窓口などの適切な情報提供

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

住民主体のまちづくりへの関与、空き家の利活用などに取り組む団体との連携等。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

市町村社協等、地域福祉団体が中心となり、上記の取り組みを推進すること。

県社協に求めること

上記にかかる担い手への支援、人材の育成等。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

消毒液の用意やアクリル板の設置、来場者スペースの消毒など、一般的な感染予防対策。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

職員の在宅勤務、時差出勤、リモート会議等の実施。

在宅勤務を行うにあたって、外部からの社内サーバへのアクセスの問題。今後、環境の構築が必要。

○非常時における課題について

平時から備えていること

社内の緊急連絡体制。

非常事態下で想定される課題や不安に感じる点

社内に感染者が出た場合など、職員に欠員が出ることにより業務が滞ること。

【公益社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部】

○目指す福祉について

認知症の人と家族の会は1980年1月（神奈川県支部は1981年4月）に開設して以来、「認知症になっても安心して住み続けられる社会の実現」を基本理念として活動を続けてきました。2000年の介護保険法、2015年の新オレンジプラン、認知症サポーター養成など施策面では私たちの予想以上に進展していると思います。しかし、現実的には、認知症の症状の理解の難しさ、時には24時間介護、暴言・暴力などのBPSDが出ると福祉サービスが利用できなくなるという現実、若年性認知症の人は9割は失職して生きがいや経済的な問題、など依然厳しい状況にあります。医療・福祉制度では解決できない本人・家族支援が必要であると考えています。つどいの開催・電話相談・認知症カフェなどによる本人・家族支援、世界アルツハイマーデーなどの社会的啓蒙活動、国・自治体などへの要望、関係機関・団体との連携を一層深めていきたいと思っています。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

支部の3大活動である「つどい」「会報」「電話相談(コールセンター)」はもとより、世界アルツハイマーデー統一行動、一泊交流・研修旅行(リフレッシュ旅行)、家族懇談会、若年性認知症のつどい、地域のつどい、本人のつどい(やまゆりの会)、家族支援プログラム、およびOB会(忘れな草の会)、ターミナル・看取った介護家族のつどい、木曜会(若年性本人活動支援)、認知症カフェ(琥珀カフェ、オレンジカフェアマリス)、杉山講座、自治体などの要請を受けての各種委員の派遣、講演会などの講師派遣などの活動を行っています。全国本部では、介護実態調査などを実施し、その結果に基づいて、厚生労働省に対する要望や意見陳述などを行っています。

取り組みを進める中での課題

- ①多方面に活動しているので、活動を中心的に担う世話人が少ないこと、世代交代が十分でないこと
- ②つどいなどを開催する会場の確保(とくに、コロナ禍で非常に苦労した)
- ③県全体の会であるが、圏域での活動や周知が不十分であること

今後取り組みたいこと

認知症の本人が活動や運営に主体的に参加できるような活動の場づくり

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

認知症や障害など、同じ課題に取り組んでいる団体や機関(たとえば、認知症カフェに取り組んでいる団体、地域の認知症家族会、医療・福祉の専門職の団体など)。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ①2021年7月に会の事務所を神奈川県社会福祉センターに移すことになりました。よろしくお願いします。
- ②世界アルツハイマーデーは、最近、多くの自治体や関係団体が取り組むようになったが、一層拡大していきたいので理解と協力をお願いします。
- ③全国の自治体では介護者支援の条例などが作られているが、神奈川県内では作られていない。介護者支援の必要性などを考える動きを作っていきたいので協力を。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

家族の会としては、国などの審議会委員になって、介護保険制度など、利用者本位の運用を求めている。認知症基本法の制定などを求めている

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

世界アルツハイマーデーなど様々な面で、互いに理解し協力し合っていきたい

県社協に求めること

個別になりますが、事務所を神奈川県社会福祉センターに移すので、運営方法について配慮をいただきたい

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

「感染状況、公衆衛生的対策などの情報を正確に把握して、会員や関係者の不安を和らげ、本部や支部が安心・安全な活動を展開できるように、適切な対応方法を提示すること」を基本方針として、様々な活動について実施・中止・対策などに関して、世話人・会員に適時伝えるようにした。実践指針としては、*刻々と変化する状況の中で、正確な情報を把握して、明確な活動方針を出すこと *世話人や会員に速やかに活動方針を伝え、意見を聞き、実践すること *必要十分な感染予防策を取ったうえで、実践可能な活動を続けること *会場提供者や関係機関と密接な連絡を取ること *電話・手紙・会報・Web など様々な交流方法を模索すること *本部や全国の支部の仲間と交流し、意見や工夫を取り入れること *なによりも、介護やコロナ禍で苦労している本人・家族の気持ちを一番に考えること

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ①世話人会などは参集をやめて Web 会議にした
- ②全国の会の研修会・総会なども Web を活用した
- ③電話・手紙・メール・会報などを通して会員の交流を深めるようにした
- ④年間を通したリフレッシュ旅行や講演会は中止し、会場が確保されればつどいなどの小規模の集まりは開催した
- ⑤世話人全員に対して Zoom が扱えるように講習会を開いた
世話人の中に Web に堪能な人が少なくとも一人はいなければならないことと、全員実施するように促す指導力が必要であった

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ①メールアドレスを含めた名簿の整理
- ②世話人間の連絡網の構築

非常事態下で想定される課題や不安に感じる点

想定されている大地震などの大きな災害にどれだけ対応できるか不安がある

【神奈川県医師会】

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

A C Pの普及啓発（県民に理解していただかないと、救急車を要請する件数が増加している）。看取りなのか、治療を継続するのか確認できないと受入れ病院でも混乱する。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

市民や高齢者・福祉施設での看取り、A C Pの普及啓発が重要である。高齢者・福祉施設からの救急車の要請について、医療現場では課題となっている。

県社協に求めること

医療と介護・福祉の調整の役割を県医師会と県社会福祉協議会と連携して取り組んでいただきたい。県医師会では、直接、高齢者施設側の方と調整するスキームがない。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

本会では、「地域医療構想調整会議」の枠組みを活用し、県内の各医療圏（8圏域）毎に、新型コロナウイルス感染症に特化した会議を令和2年5月～7月にかけて開催した。また、第2回目の地域医療構想調整会議は、令和3年2月～3月にかけて開催する予定であり、コロナ病床の拡充やワクチン接種について意見交換する予定である。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ・神奈川県医師会「在宅医療トレーニングセンター」では、医療・福祉・介護職員に向けた実技・座学の研修会を開催している。新型コロナウイルス感染症が発生した以降、6月からはwebを活用した研修会を開催しており、令和2年9月27日（日）には、実際に新型コロナウイルス感染症のクラスター感染が発生した病院、老人保健施設からの事例を報告していただいた（350名参加）。また、令和3年1月14日（木）に開催した研修会では、病院と特別養護老人ホームが連携した事例（施設から病院への救急搬送や特別養護老人ホームでの看取りへの取り組み）について研修会を開催した。参加者150名参加）
- ・web研修会導入の効果として、今まで遠方で集合研修には参加できない方が、webで利便性が向上したことにより、研修参加者の増加につながった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

本会で各郡市医師会に調査した結果では、市町村の地域防災計画には感染症のことが想定されておらず、新型・新興感染症への対応について、検討する必要がある。また、避難所では新型感染症を踏まえた感染防護器具の設置の検討が必要。

- ・福祉避難所がどこに開設されるのか、医師会等に予め情報提供のしてほしい。
- ・県下郡市医師会においては、医療救護班を編成している。

非常事態下で想定される課題や不安に感じる点

要配慮支援は医師会等に対して、どの地域に何名程度、医療的支援が必要な方がいるのか公表されていないため、各地域の医師会においては準備することが不可能なため、国の法的な整備を急ぐ必要

があるのではないか。高齢者・福祉施設では、独自に災害時の対応を構築することは不可能であり、市町村・県・国で体制を構築する必要がある。

【公益社団法人神奈川県介護福祉士会】

○目指す福祉について

- ①国家資格である介護福祉士が、広く社会から認められ、求められる存在となり得るよう、職業倫理並びに知識・技術の向上を図る。
- ②介護・福祉を他人事ではなく、身近な問題として、多くの県民が介護について介護・福祉やそのサービスや介護福祉士の専門性について、正しく理解し、有用に利用できるように理解と認識を深められるような普及啓発を行う。
- ③介護・福祉に対するニーズが多様化する中、そのニーズと介護・福祉サービスやその専門性がミスマッチを起ささないよう、介護サービス従事者への相談支援を行う。
- ④介護サービス従事者も多様化する中、専門的な知識・技術を根拠を持って展開できる人材として「介護福祉士」の育成をし、介護サービスをより価値あるものとして、社会に広め、専門性あるサービスとして「介護・福祉サービス」を供給できる社会環境作りの一翼を担う。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ①介護・福祉の専門的知識・技術や倫理の向上及びモチベーションアップを目的とした研修の開催。
- ②介護の日などでの普及啓発活動の実施。
- ③介護職の電話相談窓口「介護職 110 番」の開設。
- ④介護福祉士障害研修体系（キャリアアッププログラム）に基づく研修の開催。

取り組みを進める中での課題

- ①周知・広報について
- ②コロナによる活動制限
- ③相談受け付け態勢の拡充
- ④研修にかかる時間・コストの負担が、処遇に直結しないため、動機付けに課題あり。

今後取り組みたいこと

- ①ネット・SNS の活用等
- ③相談員の増員・相談員研修の実施
- ④研修費用の公的な助成の依頼

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ①～④県などの行政機関
- ①④事業所団体・教育機関

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

県民に対する、正しい介護・福祉に対する普及啓発。介護サービスの選択に対する意識付け。

介護サービスは、専門性のあるサービスであり、適切な評価（対価への意識付け）のための理解・周知。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

社会・経済活動の拡大ありきではない、介護現場の安心・安全を最優先にした、介護現場の実情に即した感染予防や感染拡大防止のための指針やガイドラインの構築。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

感染症対策が適切かどうかの実地での指導・助言（申請制ではなく、行政の義務として積極的に関与して欲しい）

県社協に求めること

介護現場での感染対策は、介護サービス側だけの対応では限界があります。地域福祉のあり方として、住民と介護事業所との協働は不可欠であり、住民も享受者としてだけではなく、協働者として意識付けできるような啓発活動。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

研修時の検温・消毒の実施、ソーシャルディスタンスを確保できる環境設定。オンライン研修・会議の開催。事務局の開所時間の短縮等。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

理事会などの会議の一部オンライン化。活発なディスカッションには限界があり、運営方針等の協議がしにくい。言葉にならない温度感が共有しにくい。

○非常時における課題について

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

感染のさらなる拡大。感染下での介護サービスに従事すること。媒介者になった場合や、それにより利用者の生命に影響があった際の精神的負担。

【神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会】

○目指す福祉について

「ともに生きるかながわ憲章」の意義をしっかりと理解し、津久井やまゆり園殺傷事件に見られる、障害者への差別・偏見、無理解の重大性と、インクルーシブ教育が目指す、『障がいがあろうがなかろうが、ともに学ぶ、ともに生きること』が幼児期～学齢期の全てに亘って実践される中で、子どもたちが理解を深めあうことの重要性を認識し、神奈川県及び各地域行政と連携していきます。

肢体不自由児者とその家族がそれぞれの地域で安心・安全に生活できる社会の実現に向け、一人ひとりが努力し、会員相互が協力、連携し、当事者・保護者の高齢化に伴う課題の解決に努めます。若年層との交流及び加入については、考え方の相違を乗り越え、緩い連携など、新しい方策を模索します。

地域共生社会の実現。そのためには、肢体不自由児者とその家族がそれぞれの地域で安心・安全に生活できる環境の整備が必要です。例えば、各地域での肢体不自由者・身体障害者（重度重複障害者含む）が入居出来るグループホームの設置。高い専門性を有する特別支援学校の最適配置・開校により、空白域をなくす。

親が高齢化し、子供＝肢体不自由児者の面倒を見られる体力がなくなってきています。365日24時間、住み慣れた地域で事業所に通いながら、仲間と安全安心な暮らしをさせたいです。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

各地域では、未加入家族に運動会などイベントに参加してもらったり、相談会を開催。行政、議員、また民生委員児童委員の方々と意見交換・情報交換を行うなどしています。

取り組みを進める中での課題

運営を担う人材の不足があります。地域共生社会と言いますが、地域の健常な市民には、障害者をきちんと理解してくれているとは言い難いです。

今後取り組みたいこと

研修会の公開。特別支援学校や福祉事業所などでのボランティア。グループホーム・小規模施設などの見学。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

連携して下さるところがあれば、地域内外どこからでも良いです。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

地域生活支援拠点の整備の中で、それぞれの事業所・機能を連携する核となる役割。地域のボランティア団体との交流・連携。また、ボランティア志望の人の発掘：困っている多くの人に手を差し伸べたいと思って下さる個人をまとめ、繋げる役割。地域の活動や交流をまとめ支援する機能のセンターの設置。子どもの学習支援や子ども食堂などを運営するセンターの設置。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

生活介護事業所を利用する医療的ケアを要する者について、事業所内のヘルパーが出来る医療行為として認められていない PTEG の人は、看護師にも断られ、親が毎日通所し、ケアしている状況があります。気管切開の人も同様な不利益を被っている場合があります。例えば、入浴。機械浴が設置されていても、看護師が断る場合があります。これらは、看護師の技術・技能と責任の問題だと思えます。事業所での看護師の質の向上と、訪問看護が受けられる仕組みにしてほしいです。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

行政には、地域包括ケアシステム、また重層的支援体制などの構築と財政的支援。市町村社協には、市町村民に愛され、必要とされる存在として、支援体制の核として頑張ってもらいたいです。これからの地域共生社会を目指す上で、社協は、地区社協も含め、核となる組織だと思います。

ところが、地域共生社会について、現状では障害者には殆ど目が向いていない状況です。このことは、行政も同様です。

地域包括ケアシステム、また重層的支援体制など、障害があろうがなかろうが、誰もが取り残されることなく、地域での支え合う仕組みを構築し、核として動いてほしいです。

県社協に求めること

行政や市町村社協等と同様。県内全体の取りまとめと、水平展開。様々な事業展開について、空白域を作らないようにしてほしいです。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ①県レベルでは、集合する会議は中止。各地域では、3密に注意しながら開催した所もあります。
- ②総会は、書面表決。③運動会、旅行、食事会などのイベントは中止。④全国展開で実施している『手足の不自由な子どもを育てる運動』の普及啓発兼募金活動は、例えば、学校にはお伺いすることが出来ず、教育委員会にお願いしました。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

Web 会議は、会員個々の環境が整わず、県レベルでは中々実現出来ませんでした。連絡・情報交換はメールや電話、また地域によっては LINE で行なっている所もあります。印刷物の配布、また審議事項・確認事項などは、郵送しています。

公的施設に、誰でも使えてセキュリティがしっかりしている Wi-Fi 環境を整備してほしいです。これにより、集合と Web の併用の会議を開催出来ます。

公的施設に、誰でも使えてセキュリティがしっかりしている Wi-Fi 環境が整備されていないです。会員個々が自宅にて Web 会議を開く場合も、インターネット環境や技術の問題があり、手間取ります。連絡に時間が取られます。

○非常時における課題について

平時から備えていること

非常持ち出し品の準備とチェック。特に当事者について、夜、寝る前に、翌日の着替えを風呂敷に包んでおく。薬、保健証なども近くに置く。通所時、本人のリュックに着替え・水分、予備の薬などを入れる。マスク・アルコールスプレー・水など、車に積んでいるなど工夫している家庭が多いです。玄関に、次亜塩素酸発生機器を設置している家庭もあります。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

多くの場合、学校が避難場所になります。バリアフリー法の改正により小中学校もバリアフリー化が義務付けられましたが、国土交通省が把握しているように施設に入るためのスロープや障害者用トイレが整備されていない施設が殆どです。

そういう中で、基礎疾患がある、また基礎体力の低下している肢体不自由児者など、より配慮の必要な者に対しては、他の住民から離れたスペースを確保することが必要ですが、各地域の行政、社協からは案内・説明は頂いていないので、非常事態時、確実に配慮されるのか、非常に不安です。

以上のような状況ならば、今までと同様に、避難所で多くの人と過ごすことは出来ないので、多分自宅で過ごすことを選ぶ家庭が多くなると思います。自宅が倒壊したら、車中で過ごすことになると思います。家族の中の誰か一人でもコロナウィルスに感染したら、障害当事者の居場所がなくなると心配になります。ショートステイも利用出来ないので、どうなってしまうか、一番の心配です。

行政・社協が、安全・安心な仕組みを一刻も早く構築して下さることを期待します。

【神奈川県自閉症協会】

○目指す福祉について

自閉症スペクトラムの方々が、地域で豊かに暮らせるように、要望・人材育成・啓発の3本柱を重点的な活動として取り組んでいる。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

行政や関係機関への要望書提出。自閉症療育者のためのトレーニングセミナー等の開催。4/2 国連が定める世界自閉症啓発デーを中心とする啓発事業としての作品展など。

取り組みを進める中での課題

会員減少と役員の負担増。学齢会員の減少は、教育関係の要望や作品収集に若干の影響あり。当事者・家族団体として取り組むべき多くの課題に対し力量不足で対処できていないこと

今後取り組みたいこと

制度理解の勉強会を兼ねた要望書検討委員会の開催。オンラインによる人材育成研修会。ブルーライトアップ拡充を含む世界自閉症啓発デーへの更なる取り組みなど。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

制度や施策の一般的な説明にとどまらず、有効な手段を提示できるほど解釈に精通した機関。パソコン等機材の扱いを指導・協力してくれる団体。4月2日からの発達障害啓発週間にブルーライトアップの協力をしてくれる店や施設など。

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

困難事例に対応できる専門家を育ててほしい。そのためにも、異動で中断されることのない専門家育成のための体制作りが必要だと痛感している。ブルーライトアップ協力店・施設の紹介をお願いしたい。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

親なきあとも安心して地域で暮らせるよう、一人暮らしを希望する全ての障がい者を自立生活援助事業の対象とし、巡回見守りや自立の援助を行ってほしい。教職員や福祉職員等の支援者に自閉症特性についての合理的配慮を求めたい。インクルーシブな地域社会の実現を求めたい。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

福祉関係の機関だけではなく、商業や労働・都市政策・教育・医療など地域にある資源・人材と連携して理解啓発を深めてほしい。

県社協に求めること

地域包括ケアシステム構築に向けて準備が進んだり、市民後見人の養成が広がったりしているが、専門性を持った支援者として地域の底上げに協力して頂きたい。一般的には支えたいと思っても、障がい理解等が不十分で不安があれば、協力を躊躇することもある。そのため、必要時に専門性をもつ

た第三者が派遣される仕組みの構築を期待したい。地域内でコーディネーターや事業等が確立しても、トラブル時などに支援者が得られる安心感がほしい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

主に Zoom によるオンラインの取り組み。広い会議室の確保。参加者の人数制限や時間短縮、マスク着用、除菌グッズの用意。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

オンライン会議や研修会・交流会の他、WEB 開催による作品展を行った地区もある。機材操作に精通した役員がいない。オンラインに参加困難な人もいる。

○非常時における課題について

平時から備えていること

災害関連の研修会や会議等に出たり、避難所の状況等、有益情報を共有したり、地域での障がい理解や啓発を図ったりしている。

非常事態下で想定される課題や不安に感じる事

見通しのつかない厳しい状況の中、本人や家族が極限まで追い込まれる不安あり。トラウマになる可能性も。周囲の無理解や感覚過敏などにより避難所等に行かれない家庭も多いであろう。

【(特非) 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会】

○目指す福祉について

- ①もともと小規模事業所(障害者地域作業所)は、地域の方々の協力等がなければ活動や開所ができませんでした。重度障害者・中途障害者・外国籍の方等々の活動の場として自らの持つ力を発揮し、生きがいを持って活動してきました。地域に近い活動環境の中で、地域で抱える課題(老障介護や長期間の引きこもりの方等)もいち早く把握できたと思います。その課題の解決には、大小にかかわらず1事業所、1法人で対処する事ではなく、地域の中で誰もがどこかとゆるやかにつながっていくことができるよう、身近なことから相談できる環境を作り出していくことが求められていると思います。(伴走型福祉)
- ②行政単位が小さく、唯一の(障害)事業所であるため多角的な活動を求められますが、まずは地に足を付けた地域に密着した存在であることを第一に考えています。
- ③誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることを願い日中活動の場(作業所)と生活の場(グループホーム)を運営しています。現在はホーム、作業所は個々に運営していますが、事業の継続化と効率化を考え、今後は運営を一体化し、資金と人材の連携がとれた運営を目指していこうと思います。
- ④障害者の自らの意見や自信を持てることへの支援を目標に、地域で暮らし続けるために必要な支援とは何かを考え、実践していきたいと思っています。
- ⑤小規模事業所も世の中の流れと同様に利用者、職員ともに高齢化してきています。流動的である福祉サービスといった枠組みの中で、小規模事業所の長所を生かし、短所を補うことと共に活動内容と理念の何に重きを置くのかを整理していく必要があると思います。そしてそれを次の世代にどの様に伝えていくのかが大きな課題であると言えます。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ・市で実施している総合相談窓口との連携(成年後見制度利用支援、終活登録・エンディングプランサポート事業)
- ・医療的ケアの必要な方の受け入れ
- ・資金づくり
- ・自立生活援助事業の活用

取り組みを進める中での課題

- ・児童・障害・老人の専門職の関わりが少ないこと。
- ・資格をとっても離職してしまうこと。
- ・法人の会員の高齢化、資金不足。
- ・障害者が地域で暮らし続ける際に継続して支援していくこと。

今後取り組みたいこと

- ・市と連携を図りながら基幹相談支援センターの設置と事業所間等の連携
- ・事業所が町の避難場所の指定であるため、設備等を整える。また、事業所での新たな作業を取り入れるための準備や利用者個人の活動空間を確保するために、保育園跡の建物を行政から借用することなどを進める。
- ・身近な支援施設の法人と事業所職員の交流や連携、法人内のスタッフの交流や異動を考える。
- ・実態に合わないこともある自立生活援助事業について検討していきたい。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ・行政・市社会福祉協議会・包括支援センター・相談支援事業所の連携や一体となるような協力体制
- ・協力的な民間企業との関係の継続と積み上げ
- ・身近な支援施設の法人との交流や連携
- ・公や民間、障害関係者にとどまらない幅広い関係の構築

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ・伴走型の福祉を進めていくためにはそのような考え方をを持った人材を育成・確保し、一体となる協力関係を作っていく役割
- ・地域に根付いた活動をしていくために障害者への地域理解を広げること。行政には運営の資金支援や側面的支援
- ・実情を、県・国に伝える役割。NPO 事業所に対し、研修や相談等のサポート体制
- ・NPO 法人に助成金など資金情報など提供・伴走型の福祉を進めていくためにはそのような考え方をを持った人材を育成・確保し、一体となる協力関係を作っていく役割
- ・地域に根付いた活動をしていくために障害者への地域理解を広げること。行政には運営の資金支援や側面的支援
- ・実情を、県・国に伝える役割。NPO 事業所に対し、研修や相談等のサポート体制
- ・NPO 法人に助成金など資金情報など提供

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ・情報の共有化が進みにくい、コロナ禍においては連携がスムーズにいかないことが多々ある。利用者や家族の罹患に関して偏見等を懸念するのか情報共有が出来ない。
- ・就労B型の工賃加算が人数割のため利用日数の少ない方は契約を躊躇してしまうなど、今の就労B型事業では、働きたいが毎日通い切れない利用者の実態にあわない制度の課題がある。
- ・「重層的支援体制整備事業」には障害で地域活動支援センターが位置づいているが補助内容を見直す必要がある。
- ・処遇改善加算だけでは、人材を確保していく解決策にはならない。単価の見直しが必要。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ・個人情報に留意しながら感染状況を関連する施設・事業所に提供できる仕組み(情報提供があまりにも少ない)
- ・共に考え、ともに動く。そういう姿勢。
- ・高齢化してきているボランティアの登録も増やし、派遣等人手をサポートを充実して欲しい。

県社協に求めること

- ・NPO 法人も含めスキルアップのためにも情勢をふまえた課題の研修を企画してほしい。
- ・出前研修の形式の研修を企画してほしい。
- ・制度や助成金など NPO 法人にも提供してほしい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

- ・三密を避けるために利用者の方に利用制限をかけて対応を実施した。
- ・環境整備を実施し感染リスクを下げる取り組みを実施した。
- ・家族のコロナ感染者が出た場合は、給与補償の上、2週間自宅待機、利用者ご家族を含めて、外食の自粛のお願い。(保護者案内を数度配布)
- ・濃厚接触が疑われる事案があった際には、医療ケアを行っている利用者には休んで頂いた。
- ・お店の営業を弁当配達のみとし、午後の時間を利用してマスクづくりを行い、注文が多くあった。
- ・利用者の作業活動は短くなったが、送迎車が密になるので2便に増やした。感染予防の消毒除菌用薬品等の購入
- ・予防などのためご家庭へのアンケート調査

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

- ・直接支援に関してはどうしても ICT 化は馴染めませんが、関連する会議・研修等は Zoom 等を活用して実施し、直接集まらなくても良い状況を作りました。
- ・リモート会議やリモート研修を受けられるよう、カメラをパソコンに取り付け、環境整備を行った。
- ・パソコンにマイク、カメラをつけリモート会議、研修が可能になった。
- ・リモートを十分に使いこなすことができない。特にホスト側の対応が十二分にできない。
- ・事業所によってパソコン操作の技量に差がありリモート会議の足並みが揃わなかった。
- ・公共施設のインターネット環境が悪いことがわかった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

- ・水・食料・衛生用品等の備蓄は点検を繰り返しながら実施。
- ・町の災害避難場所として協定書を交わし、行政と連携を図りながら災害時に備えている。
- ・社協の連絡を密にし、気にかけてもらっている。自治会、地区社協に参加しお互いに協力している。
- ・従前よりマスク・アルコール・ペーパータオル、食料の備蓄をしていた。

非常事態下で想定される課題や不安に感じる事

- ・集団の中では落ち着いていることが出来ない利用者の方が多いので、建物が倒壊してしまった場合避難所に入ることが出来ないのではないかと心配しています。福祉避難所の開設にあたりサービス事業所との連携をどうしていくのが課題になると思います。
- ・災害時には停電が避けられないことから、非常用自家発電設備の設置を目指して寄附活動を行っている。金額が相当掛かることから、助成金申請や金融機関からの融資も踏まえて準備している。
- ・常に人手不足のため、利用者がホームや家での活動になったり活動場所が分散することにより、対応が難しくなる。
- ・メンタル面のサポートまでいきとどかないこと。
- ・施設側の危機感と、ご家族側の危機感、他施設、他法人など、対応や判断が異なること。

【全国心臓病の子どもを守る会神奈川総支部】

○目指す福祉について

私たちの会は医療に関する課題が中心ですが、染色体異常や重度知的障害、心身障害が重複し、医療的ケアが必要な患者にとっては福祉的支援が必要です。

また、医療の進歩で 24 時間酸素利用などで医療的ケアを受けながらも、延命している患者もおり、親が高齢化し親亡き後を心配する声もあります。地域共生社会実現のためには医療的ケアが必要な心臓病者の理解とそれぞれに応じた支援が必要です。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

将来の課題としてありますが、現在は取り組みは行っていません。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

全国心臓病の子どもを守る会本部として、小児循環器学会医師との Zoom 懇談会を 4 回開催した。心臓疾患のある患者家族の不安を専門医の立場から助言していただいている。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

行事が全部中止となったが、Zoom 交流会を開催した。画面を通してだが顔を合わせての交流は大変好評だった。スマホからの参加も可能だが、パソコンを持っていない家庭もあり一部の人しか参加できないこと。

【神奈川県手をつなぐ育成会】

○目指す福祉について

障害者本人の意思が尊重され、県内どの地域で暮らしていても必要なサービスや支援を受けて安心した社会生活が実現されることへ向けて、活動を進めている。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

県及び市町の「障害福祉計画」策定への参画。県、市町の福祉制度に関しての「要望書」提出等の要望活動。

取り組みを進める中での課題

若い世代の活動への参加が少なく、必要な声が届かない現状の中、地域での活動をどう活性化していくかが課題となっている。

今後取り組みたいこと

県域各地域の課題を共有して、そこから必要な活動をつくっていくことが喫緊の課題である。市町でまだ参画できていない「福祉計画」策定に関する会議等に積極的に働きかけることが必要であると考えている。

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

行政・県社協・障害者団体・地域福祉関係団体・ボランティア団体

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

社協との連携は地域格差が大きく、秦野市のように地域福祉の拠点として社協の役割が大きく貢献しているところがあるので、このような好事例を市町の社協に発進してほしいと思っている。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

県域地域間の福祉施策に格差があり、その解決のために県育成会としても活動を進めていきたいと考えている。

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

共生社会の実現に向けて協力体制を一層進めてほしい。また制度の狭間にある事例について検証し、事例解決へ向けて活動を進めていきたいと考えている。

県社協に求めること

県域各地域で社協と関係団体との連携に大きな格差があり、県育成会でもその解決策を模索しているが、県社協との連携をより密接にして、地域への働きかけを進めていきたい。

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

昨年5月会員へ向けてコロナ禍での困りごとなどを中心にアンケートを実施。その中から課題として見えてきたことを「要望」として検討に提出した。

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

横浜での会議を極力減らすためにオンライン会議を導入した。感染リスクなく、移動時間短縮など概ね好評であった。対面での会議が減った分、活動がより詳細にわかるような情報をメールで発信した。

高齢の会員はオンラインでは対応できない方が多かったが、反面支部で応援があり実現できたところもあった。

○非常時における課題について

平時から備えていること

会員に災害時用名簿を毎年提出してもらい、緊急時にすぐに役員等が対応できるような体制をつくっている支部がある。障害本人が緊急時に必要とされる情報を集約した B6 サイズの「わたしの記録」を作成し、外出時等に携帯する活動を進めている。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

高齢の親と障害本人での生活が多くなり、緊急時にどのような支援が必要かを把握し、課題を抽出していくことが必要とされている。

【(N)じんかれん】

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

精神障害者の人権擁護。精神科特例の廃止を求める

行政や市町村社協をはじめとした等、連携や協力を求めたい関係機関・団体

精神科病院での身体拘束廃止、及び人権擁護について理解と協力を求めたい

○コロナ禍における変化について

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

書面総会となった。研修会3回、全てZoom研修となった。理事会を2回中止した。

対面による研修が出来ず、もどかしく感じた。

○非常時における課題について

平時から備えていること

非常時の際、服用薬の確保と処方内容をすぐわかるようにしておくことを勧めている

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

コロナ対応のため、精神障害者の相談に保健福祉事務所が十分に応じてくれなかった。

【(N)スローライフ】

○目指す福祉について

①明るく、楽しく、前向きに ご利用者を第一に。

②チームワークで、責任感を持って行動する

③事故の予防、危険回避

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

ヒヤリハット回避推進運動。

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

受給者証でいただいている「わく」が実用(実施)できない。特にショートステイ等
行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

上記のことで、現状を正しく把握され、対応策を考えていただきたい。

【神奈川県国民健康保険団体連合会】

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

事業者に求められる感染防止対策を徹底し、現時点(令和3年4月)で本会職員に感染者はでておりません。

また、時差出勤や在宅勤務を実施し、臨時的な業務として、国の要請を受け、資金繰りが厳しい医療機関に対する「診療報酬の概算前払い事業」や、医療や介護の現場でコロナ対応を行った従事者に一定額を支給する「慰労金等支払事業」も実施しました。

なお、この4月からコロナワクチン接種費用の支払業務についても、その一部を担うこととなり、円滑に開始できるよう必要な準備を進めています。

【公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会】

○目指す福祉について

福祉サービスの振興と質の向上を図り、もって豊かな福祉社会を実現する、という基本理念の下で法人運営を進めています。そのため、近年の福祉の基本的方向である「地域包括ケア」の実現のため、誰もが住み慣れた場所で安心して生活することを目標として、あらゆる世代の様々な人々を対象に福祉事業を展開していきます。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

「人材の養成確保」、「情報提供」、「運営支援」等、広範に事業を実施している。

取り組みを進める中での課題

サービス提供事業者の質の確保と、人材確保の事業の創出の困難性

今後取り組みたいこと

第三者評価事業への参入、指定事務受託法人としての活動内容の拡大等

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

神奈川県社会福祉協議会

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

サービス事業者の運営支援と質の向上に向けて協働できないか

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

福祉専門職の養成が進むような学齢期からの取り組み

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

全県を対象として施策実施に差異が生じないようにするための県の指導性・補助等の向上
県社協に求めること

地域包括ケアの拠点としての地区社協の指導・育成等

○コロナ禍における変化について

感染症対策等の対応で取り組んだこと

時差出勤や在宅勤務の実施、発熱時等の特別休暇、パーテーション設置等

事業・活動を通して、特に影響のあったこと

研修等のオンライン実施をハイブリッド化、時差出勤を勤務時間の短縮化

オンライン研修で実効性が担保できるのか。勤務時間短縮でコロナ禍に対応できるか。

○非常時における課題について

平時から備えていること

BCPを作成して備えている。なお、今年度は、避難訓練等の一部でコロナ禍により実施を見送った部分がある。

非常事態下で想定される課題や不安に感じること

高齢者の認知症の進行、サービス事業者の集団感染

【薄井 照人（政策提言委員会委員）】

○抱えている課題の解決に向けた要望

制度施策に求めること

- ア) 安定的なサービス提供に向けた、財政的支援の継続・拡充
- イ) 「社会福祉連携推進法人」の役割と機能の充実

行政や市町村社協をはじめとした関係機関・団体等、連携や協力を求めたいところ

- ア) 安定的なサービス提供に向けた、財政的支援の継続・拡充
 - ① 有事により生じた減収に対しては、従前の収入が補償されるよう、現在行われている支援制度の引き続きの運用ほか、実情や種別に応じたきめ細やかな財政支援をお願いしたい。
 - ② 有事の際にサービスが滞ることがないように、また、日頃からの予防的取り組みが確実に進むよう、職員配置基準の見直しや直接処遇職員以外の人員の確保にかかる人件費の補助等について検討いただきたい。
 - ③ 有事後の事業継続と地域福祉の機能低下の防止に向け、職員の医療的・精神的ケアや危機管理能力の向上のための研修・訓練等（BCP 計画策定を含む）にかかる費用の予算化について検討いただきたい。
- イ) 「社会福祉連携推進法人」の役割と機能の充実
 - ① 社員に属する職員が継続して働くことのできる職場環境を整えるためにも、各社員のマネジメント力の向上と職場環境の改善は必須と考える。「社会福祉連携推進法人」が、各社員の管理体制や職場環境の点検、改善に向けた指導等が行える組織として位置づけられるよう検討いただきたい。
 - ② 「社会福祉連携推進法人」で行うことが想定されている「賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整」については、種別や地域（自治体）ごとの給与格差をどのようにして埋めていくかや、社員の労働条件、福利厚生等に関しても調整を行っていく必要がある。そのために必要な労働法制上の課題について、柔軟な対応が可能となるよう検討いただきたい。
 - ③ 社員に属する職員の専門性や働きがいを最大限に活かすために、「社会福祉連携推進法人」が中軸となった人材交流や職場体験等の取り組みが進むことが期待される。そのために必要な、派遣法上の課題について、柔軟な対応が可能となるよう検討いただきたい。

県社協に求めること

- イ) 「社会福祉連携推進法人」の役割と機能の充実に関して

今後、人口減少による福祉ニーズの偏りや担い手の不足を鑑みると、県社協は、域を超えた福祉サービスの安定的な提供について検討を進めるとともに、その役割を發揮していくことが求められる。

県域での複数法人連携に向け、法人の経営状況や地域ニーズを把握するとともに、専門分野と協働しながら、法人がこれまで培ってきた知識や技術、地域との関係性を最大限に活かすことができる、「社会福祉連携推進法人」の設立支援に尽力いただきたい。

また、個別で対応できない小規模社会福祉法人のための、プラットフォームの役割（人材確保・人材育成・共同購買・経営計画策定等）を担っていただきたい。

(参考) 提言の背景

1. 大規模災害に関して

- 10年前の東日本大震災では、多くの法人が全壊または一部損壊の被害を受けるだけでなく、大きな被害がなくとも人的・物的資源の不足から、一時的なサービスの休止や利用者数の削減等を行った結果、経営や運営に支障が生じた。
- 近い将来に発生の切迫性が指摘されている大規模地震のうち、南海トラフ地震、首都直下地震については、今後30年以内に発生する確率が70%と非常に高い数字で予想されている。また、地震以外の台風、豪雨災害についても、近年急激に増加する傾向にある。喫緊では、2020年7月に発生した熊本豪雨により河川の氾濫で、多くの施設利用者が命を奪われるなど、これまでの想定をはるかに上回る被害が生じている。
- 一方で、法人が運営する福祉施設は、大規模災害時において、地域の高齢者や、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための避難所として機能することが期待されており、自施設の事業継続計画(BCP)の策定と同時に、必要な設備、器材、人材等の整備を進めることが急務の課題となっている。

2. 新型コロナウイルスに関して

- 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策分科会(第21回)」(2021年1月8日)で、構成員の押谷仁氏(東北大教授)が示した解析結果によると、報道された情報に基づき、2020年12月以降に5人以上の感染者が出たクラスターの件数は807件(感染者数13,252人)。うち、医療・福祉施設におけるクラスターは361件(同8,191人)と、全体の45%を占め、もっとも多くなっている。
- ワクチン接種の早期実施に向けた準備が進められているが、医療体制の逼迫を防ぐための即効性のある対策としては十分でなく、当面の間は医療体制が逼迫することがないように、社会全体が注視していく必要がある。そうした状況下であって、これまで少なからず発生していた、施設内で感染した利用者が入院できないケースと同様のケースが今後も継続して発生し、対応を余儀なくされる可能性が懸念される。法人の医師の多くは非常勤であり、看護師の配置基準数も限られている。また、介護職員が行う医療的ケアについては限定的であることから、罹患者への対応には大変な困難が伴うことが想定される。
- 介護サービスの提供状況に関しては、第2波が過ぎた2020年10月時点で、全体の32.7%が収支状況が悪化。特に、通所系サービスについては、第1波から引き続いて経営状況が悪化しているとする調査結果も出ている。こうした状況は、介護のみならず、障害・保育などの分野においても同様の傾向がみられる。

コロナ禍における収支状況の悪化の要因の一つには、感染予防・感染拡大防止対策を講じるための衛生用品の購入や、職場内のICT環境の整備による支出の増加がある。当面は、こうした予期せぬ費用の支出は避けられない反面、利用者の利用控えなどにより、引き続き不安定な収支状況の中、運営にあたらなければならない状況が続くことが予想される。

3. 社会福祉連携推進法人に関して

- 2020年6月「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「社会福祉連携推進法人」の創設に向けた動きが加速している（2022年4月施行予定）。

- 「社会福祉連携推進法人」が目的とする業務には、「地域包括ケアシステムの構築も含めた、地域共生社会の実現に向けた連携」や「災害対応に係る連携」「社会福祉事業の経営に係る支援」「社会福祉法人への貸付」なども想定されているところである。法人の実情を考慮した実のある制度の実現に向け、関係者は積極的な意見集約と発信を行っていく必要がある。

【石橋 吉章（政策提言委員会委員）】

○目指す福祉について

小地域活動の単位が地区社協、地区民児協であるが、町会・自治会との関わりに差がある。「共生」活動を体現している町会、自治会が積極的に参画を促すことにより地域共生社会の実現に近づくと考えます。

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

高齢一人世帯の会食会

取り組みを進める中での課題

寄り合う場所が必要。その場所をどうやって創り出すのか、その方法。

今後取り組みたいこと

町会加入促進

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

町会、自治会

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

市町村社協の会員である町会・自治会組織から「共生社会」創造を発信

【かながわ福祉サービス第三者評価推進機構】

○取り組みの現状について

○今後への課題について

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

福祉サービス第三者評価の受審促進

平成30年度に県・推進機構・横浜市・川崎市が協働して事業見直しを行い、県全域で共通使用する「標準となる評価基準」を令和元年度より導入している。これに伴い、横浜市では高齢・障害分野での受審料助成制度を令和元年度に導入している。

一方、国においては、平成30年度より介護保険及び障害福祉サービスにおける利用者への重要事項説明に第三者評価受審の有無等の項目が追加されている。

社会的養護関係施設においては、3年に1回の受審が義務化（措置費の受審加算あり）されており、保育分野では、5年に1回の受審が努力義務化され、受審費用の一部を公定価格の加算（上限15万円）として認めている。横浜市においては受審が義務化されており、市単独の受審加算制度により実質的な費用負担がなく受審することができる。川崎市についても市単独の受審加算制度がある。

国では2019年度までに全ての認可保育所での受審を目指してきたが、未受審認可保育所も多く見受けられる。昨年度の保育分野の受審状況を見ると、横浜市163件（約70%）、川崎市53件（約23%）、相模原市8件（約3%）、県域10件（約4%）であり、地域格差が生じている。本会では、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の役割を果たしながら、経営者部会をはじめ会員組織での助成制度を導入しているが、会員以外も含めた全県的な受審を促進するため、県及び市町村行政における第三者評価受審の積極的な働きかけや、独自の受審加算制度の創設について検討していただけるよう提言する。

【本会権利擁護推進部】

○目指す福祉について

- ①単身世帯等の身元保証機能と死後事務の公的な仕組みの構築
- ②地域における権利擁護の体制の構築と機能の促進

○取り組みの現状について

既に行っている取り組みや事業等

- ①単身世帯等のエンディングをサポートする仕組みについて、支援者に向けた情報提供の一環として事例集を作成
- ②成年後見利用促進における中核機関等設置に向けた、市町村や専門職、家庭裁判所等の関係機関との協働による、取り組み状況に関わる情報収集や課題共有のための会議等・研修会等の開催。日常生活自立支援事業の実施

取り組みを進める中での課題

- ①単身世帯等の身元保証と死後事務等を担う公的な仕組みがないこと
- ②中核機関設置市町村 ⇒中核機関が設置するだけにとどまらず、権利擁護機能を発揮していくこと。
中核機関未設置市町村⇒地域において必要な人が制度を利用できるよう、身近な市町村に中核となる機関の設置を進めること。日常生活自立支援事業の利用者増に伴う体制強化

今後取り組みたいこと

- ①令和3年度、市町村社協と協働し、モデル的に身元保証・死後事務を支援する事業を展開する。
また、この取り組みを、地域の他市町村に情報提供し、課題を共有する（会議等を実施）。
- ②現在⇒中核機関設置連絡会、成年後見制度利用促進連絡会・連絡調整会議、
市民後見人養成研修実施
⇒日常生活自立支援事業による権利擁護支援、実施社協連絡会
今後⇒中核機関バックアップに向けた県受任者調整会議の実施
⇒日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携（スムーズな利用移行）

○今後への課題について

連携や協力を希望する団体等

- ①国・県、市町村・市町村社協
- ②国・県、市町村・市町村社協

県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対し期待すること

- ①●国・県・市町村へ
令和3年度は、一市社協がモデル的に取り組む予定だが
1 課題は全県に及ぶものであり
2 社協がモデル的に取り組むには、財政・体制的に限界がある
ことから、公的な仕組みとして施策化していただきたい。

②●市町村

①住民の権利擁護に向けて、日生事業と成年後見制度が速やかにつながるよう、必要な時点で速やかに市町村長申立てを実施していただきたい。

②日生事業に対する理解と体制強化に向けた協力・支援をお願いしたい。

●県

①福祉サービス利用援助事業に対するご理解と事業に対する補助の強化をお願いしたい。

●本会

日生事業から成年後見制度への移行を速やかに進めるスキームを検討し、情報提供を行う必要がある。

【本会かながわ福祉人材研修センター】

○取り組みの現状について

○今後への課題について

福祉・介護の業界関係ではなく、さまざまな領域との連携を視野にした福祉・介護人材の確保・定着・育成のあり方と

命と生活を守る社会の礎となる重要な制度・サービス事業によりサービスの提供や生活支援を実施するためには専門性を備えた人材の確保が重要である。

どのような状況にあっても地域社会において、一人ひとりが望む人間として当たり前の生活が続けられるよう、福祉・介護のサービス・生活支援の質・量を担保する必要がある。

1. 福祉・介護従事者へ新規参入層への働きかけと質の向上

福祉・介護の人材として他分野からの転入をはじめ、福祉・介護業務は未経験・無資格であり、年齢層も大きな幅を持つての新規参入者が多くなっている。その専門性を向上させるためには、個々の事業実施法人・事業所のみでなく、県をはじめとした自治体やその関係機関・団体が従事者の育成について共通の指標が求められる。

2. 生活支援としての福祉・介護の取り組みの情報発信

神奈川の福祉・介護の現場では令和2年度コロナ禍の中において、さまざまな課題がのしかかってきた。しかし、その課題解決に向け、サービス利用者の命と生活を守るため、従事者の安全を守るため、多くの努力のもと工夫や対応策の数々が生まれ、新しい実践として積み重ねがある。

感染症予防を踏まえた利用者へのサービス提供、生活支援を止めないという使命のもと、いたずらに声高に大変さ加減を訴えるだけでなく、淡々と静かな“専門職のプライド”をもって対応してきている。

このような神奈川の福祉・介護現場の取り組みの実際を広く情報発信していく。

3. 従事者の“学びの保障”

福祉・介護のサービスの質の向上には、そこに従事する人の専門性の向上が不可欠となる。福祉・介護の人材不足などから、新たに参入する人の資格やこれまでの経歴などが多種多様となっている。入職時には無資格・未経験でも就労可能というハードルは低くなっている。

入職後、業務を通じてまた法人・事業者による職員育成、OJTや外部機関によるoff-JT、さらには資格取得などを応援する制度、従事者自身によるSDSの取り組みにより、専門性を向上することが重要となる

參考資料

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）政策提言委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度及び予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会副会長及び会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会委員名簿

（任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日）

◎委員長 ○副委員長

No.	選 出 区 分	委員氏名	備 考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	小泉 隆一郎	
	(福) 泉心会	理事長	
3	本会副会長	桐生 行雄	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	鈴木 立也	
	横須賀市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者（施設運営に知見を有する者）	鶴飼 一晴	
	(福) 唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者（当事者活動に知見を有する者）	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者（権利擁護に知見を有する者）	内嶋 順一	
	神奈川県弁護士会	弁護士	
8	その他会長が委嘱する者（精神保健福祉に知見を有する者）	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	会長	
9	その他会長が委嘱する者（福祉経営に知見を有する者）	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
10	その他会長が委嘱する者（学識経験者）	臼井 正樹	○
	県立保健福祉大学	名誉教授	

令和3年度「社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」の実施について

1 目的

多様化・複雑化する福祉課題について、現場における現状や課題を把握し、具体的な活動内容、課題解決に向けた提案・提言につなげる。

2 内容

令和2年度は、コロナ禍の影響も大きく、急激な社会情勢の変化がありました。福祉課題もより一層複雑化しており、各主体の取り組みにおいても、新たな課題や現状に合わせた取り組み方の模索が進んでいます。

令和3年度の調査では、こうした背景を踏まえ、大きく2つのことを伺います。

ひとつは、現状の課題の共有・提起につなげる為、各主体が直面している状況やその解決に向けた動き等についての調査です。貴団体にて「目指す福祉」を基に、設問にお答えください。お寄せいただいた提言・意見等から、政策提言委員会として、これからの神奈川の福祉のあり方について議論できればと考えています。

そして、もうひとつは、現在抱えている課題に関して制度・施策に求めることについて、また、コロナ禍等の非常事態時における取り組み等の状況について伺います。

ご提出いただいた課題把握調査の結果から、県内の福祉分野が抱える課題についてまとめ、提言にまとめていく際の基礎資料とさせていただきます。

3 調査設問

別添調査票のとおり

4 調査対象

- (1) 政策提言委員会委員
- (2) 経営者部会
- (3) 施設部会 (10 協議会)
- (4) 市町村社協部会
- (5) 民生委員児童委員部会
- (6) 第2種・第3種正会員連絡会会員
- (7) 本会各部所

5 調査期日

令和3年3月26日(金)

別紙調査票をご記入のうえ、電子メールまたはFAXにて提出

※調査票の電子ファイルは本会ホームページ中「社会福祉制度・施策への提言」ページに掲載(「トップページ」(<http://www.knsyk.jp>)
→「神奈川県社協について」→「社会福祉制度・施策に関する提言」(http://www.knsyk.jp/s/global_syakyou/seisakuteigen.html))

令和3年度社会福祉制度施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○「目指す福祉」について

- Q1 家族機能の変化等により、社会は大きく変化しており、地域住民が直面する福祉課題はより複雑化してきています。令和3年4月施行の改正社会福祉法では「重層的支援体制整備事業」が設けられる等、地域共生社会の実現に向けた取り組みがより一層重要なものとなっています。こうした中、貴団体にて掲げている目標や理念、重点的に取り組もうとしていること等、目指す福祉のあり方をご記入ください。

○取り組みの現状について

- Q2 Q1に関する取り組みでの、現状について。

- (1) 既に行っている取り組みや事業等がありますか。

- (2) 取り組みを進める中で課題となっていること等がありますか。

- Q3 Q1に関する事で、これから取り組もうと考えていること、現在検討している活動や事業等がありますか。

○今後への課題について

- Q4 Q2-(2)の課題解決や、Q3での取り組みで、必要としていること等について。

- (1) 連携や協力を希望する団体等がありますか。

- (2) 県社協、市区町村社協、行政等の関係機関に対して期待する役割等がありますか。

令和3年度社会福祉制度施策に関する課題把握調査 調査票

部会・協議会・団体等名： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○抱えている課題の解決に向けた要望

Q1 現状にある課題の解決等、活動や事業を進めるにあたって

(1) 制度・施策に求めることはありますか。

(2) 行政や市町村社協をはじめとした関係機関等、連携や協力を求めたいところがありますか。

(3) 県社協に求めることや期待する役割等がありますか。

○コロナ禍における変化について

Q2 感染症対策やコロナ関係の対応で、取り組んだことなどあればご記入ください

Q3 事業・活動を通して、コロナ禍で特に影響のあったことや変化等について

(1) リモートワークをはじめとするICT化の取り組みやコロナ禍を踏まえた事業・活動への工夫等、平時と変えたところはありますか。

(2) 上記の取り組みを進めるにあたって課題に感じたことはありますか。

○非常時における課題について

Q4 コロナ禍の関係や災害などの非常時における課題について

(1) 平時から備えていること等がありますか。

(2) 非常事態下で想定される課題や、不安に感じること等がありますか。

令和3年 11 月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

総務企画部 企画課

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目 17-2

神奈川県社会福祉センター内

TEL 045-534-3866 FAX 045-312-6302

MAIL kikaku@knsyk.jp URL <http://www.knsyk.jp/>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		
	定員	基本補償(A型)
基本補償(A型)	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

- ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
(新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		×	○	
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
こちら



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL:03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

